

平成26年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成26年12月18日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年12月18日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榊原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	村松利郎
企画財政課長	長野了	税務課長	村松也寸志

住民生活課長	村 松 弘	保健福祉課長	村 松 富 夫
産 業 課 長	三 浦 強	建 設 課 長	鈴 木 可 浩
上下水道課長	山 田 裕 一	学校教育課長	大 場 満 明
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	西 谷 勉 次
会計管理者	高 木 利 夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三 浦 健 議 会 書 記 鈴 木 芳 明

10 会議に付した事件

- 議案第79号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第80号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第81号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第82号 森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について
- 議案第84号 平成26年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第85号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第86号 平成26年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第87号 平成26年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成26年度森町病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第89号 東遠学園組合規約の変更について
- 一般質問
- 議員派遣について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

< 議事の経過 >

議長 (榊原淑友君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。

最初に、第一常任委員会委員長、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 第一常任委員会、所管事務調査委員長報告を行います。第一常任委員会委員長の西田です。平成26年度第一常任委員会所管事務調査、委員長報告をいたします。

町民要望や議会報告会において聞かれる意見の一つに、公共交通手段としての、町内自主運行(巡回)バスの充実があります。森町では大河内線、吉川線の2路線において町営バスの運行が行われています。これに、病院患者バスと秋葉バスサービスの民間路線が、町民の足の確保としての役割を果たしています。

しかし、自主運行バス2路線は、もともと民間路線の撤退に伴い、地域の交通弱者対策として見直しをしながら、基本は変えずに現在に至っているものであり、巡回バスと言えるものではありません。

今回、第一常任委員会としてこの問題を取り上げ、今後の検討に生かせる知識の習得に、長野県箕輪町の自主運行(巡回)バスを取りあげ、所管事務調査を実施することにいたしました。

長野県上伊那郡箕輪町は、天竜川の上流、飯田市から更に上流50キロ北に位置する、人口約、25,200人、面積86キロ平方メートル、役場を中心に、東西南北ほぼ同一距離、天竜川が町の中心を流れており、田畑、宅地、その他が66パーセントを占め、山林は34パーセントと河岸段丘をなしている町です。森町とは地形的に違いがあることがうかがえます。

11月13日(木)14日(金)の2日間、第二常任委員会の調査と併せ、合同の事務調査といたしました。これには村松町長にもご同行いただきました。

午前7時45分に役場を出発し、11時には箕輪町に入り、農産物の直売と6次産業化、地元農産物を使ったレストランを展開する「に

こりこ」「にこりこキッチンたべりこ」で食事を兼ね、見学の時間をとりました。第3セクター方式で運営し、新事業の「地域おこし協力隊」をたちあげ、町の農業の振興を図り、農家所得の向上を目指す取組を始めています。

また、箕輪町では農産物や加工品を自ら販売、PRする農家に対して、県外で開催される商談会や物産展に出品する経費の3分の2を助成するなど、積極的に支援をしており、町の農産物の販路が広がっているとのことです。

レストランでは、地元産の旬な野菜を提供するとともに、規格外で販売ができなかった農産物もレストランで提供することによって、農家の所得向上に一役買っているようです。このような取組は、森町でも十分参考となる事例だと思います。

町の中心部に位置する箕輪町役場において、13時30分より担当課である、住民環境課、職員による「みのちゃんバス」の設立過程と運行状況、そして本年度、運行から10年目を迎えて、新たな見直しでスタートをしたところの説明を頂きました。

設立過程は、民間業者（伊那バス）の撤退が引き金となったこと、自主運行として伊那バスに委託、当初は2コースでの運行でありました。更に見直し検討委員会で改善を重ねていきました。運賃は大人200円、小中学生100円。平成23年度からは、町民の75歳以上の高齢者、障害者、長寿クラブ加入者等は無料としたとのことです。

ちなみに平成25年度乗車人数は33,023人で、うち、無料乗車人数は22,315人となっており、収入は1,323,395円とのことです。伊那バスへの委託料は平成25年度、15,590千円ということで、福祉サービスの要素が強く出されているのではないかと思います。

見直しの重点は、中学生の通学時間帯を充実させたこと、停留所の改善と、特注の新車両、ノンステップバス（一両24,000千円）と、高齢者にも乗り降りしやすく、優しい形状としています。

「みのちゃんバス」は役場を起点に巡回しているため、全員で試乗させていただきました。約1時間の試乗でしたが、ガイド役の担

当課職員を含め、16人でしたので、運転士さんがびっくりして、「こんなに乗っていただいたのは初めて」と緊張気味でハンドルを握っておりました。

乗車されていた高齢のご婦人は、「バスがあって助かっている。よく使っているが、見直しをして不便になったところがある、停留所が遠くなったこと、腰かけるところが欲しい」と、職員に注文されていました。職員が実際バスに乗って声を聴く、これは必要であると感じました。

温泉施設を經由し、かなり狭い道路まで入って巡回するコース設定には正直驚きました。1時間の巡回で町民の方が延べ8～9人でありましたが、地域の足として、福祉サービスとしての役割は果たしていると実感いたしました。「森町における自主運行バス事業」も主眼を定め直し、森町全域が事業に入る時期が来ていると思います。

議 長
7 番議員

以上で第一常任委員会所管事務調査、委員長報告を終わります。
(榊原淑友 君)次に、第二常任委員会委員長、太田康雄君。
(太田康雄 君) 7番、太田康雄でございます。第二常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年度第二常任委員会、所管事務調査に係る委員長報告をいたします。

9月議会定例会で議決されました、第二常任委員会の所管事務調査を、第一常任委員会と合同で、11月13日から14日に第一、第二常任委員全員と町長が参加、議会事務局職員2名が随同行し、総勢15名で実施しました。

第二常任委員会は、長野県飯田市の「持続可能な地域づくりの取組について 環境、人の観点から」を調査目的として視察を行いました。

13日は第一常任委員会の視察先長野県箕輪町を訪問し、「にこりこキッチンたべりこ」で昼食をとりました。

ここは、株式会社みのわ振興公社箕輪町農産物直売所「にこりこ」

が経営するバイキング形式のレストランで、手打ちそばや、地元で生産される新鮮な食材を使った野菜中心のメニューでした。平日にもかかわらず、順番待ちのお客さんが列を作るほど、多くの人が訪れていました。

このレストランがオープンしたことで、これまで形や大きさが規格に合わず、直売所で販売できなかった野菜や果物も、食材として活用できるようになり、農家の所得向上につながっているとのことでした。

また、隣接する農産物加工所では、新鮮な野菜をそのままペーストにしたクッキングジャムや、旬の果物を使ったくだものジャムなど、箕輪町の農産物を加工し、地域特産品として生産しており、直売所の人気商品になっているようです。これらは、農家所得を上げて、町の農業を振興させるという戦略に基づいて実施されており、森町にとって大変参考になるものです。

翌14日、長野県飯田市を訪問いたしました。飯田市は、長野県の南の端に位置し、面積は658.8平方キロメートル、人口は約105千人です。天竜川の両岸に広がり、東に南アルプスと伊那山脈、西に中央アルプスがそびえ、山すそは段丘と扇状地という変化に富んだ地形で、森林が84.6パーセント、農地面積が6.7パーセントです。

豊かな自然と優れた景観に恵まれ、平均気温は13.1度と長野県内では温暖な気候であり、暮らしやすい地域です。高齢化率は29.5パーセントですが、中山間地域では40パーセントだそうです。また、リニア中央新幹線が当地を通過することから、飯田駅の設置を見据えた「リニアのまちづくり・いいだ」に取り組んでいます。

飯田市役所会議室にて、飯田市議会林議長より歓迎のご挨拶を頂いた後、「飯田市の農業」について、飯田市農業課課長より説明を受けました。

飯田市の農業の特徴は、「日・年間の気温較差が大きく、日照時間が長いという気象条件により、多種多様な農作物栽培が可能で、独特の食味、食感、色合いを持った農作物ができること」、「標高

差が大きく、扇状地や段丘の複雑な地形条件により、収穫期をずらした栽培ができること」、「農地が狭く、山間地や傾斜地が多いという農地条件により、「複合経営」の知恵の蓄積があることと、純農村景観があること」、「交流指向の農家が多く、意欲の高い農家が存在するという人的条件により、グリーンツーリズムの受入れ土壌があること、新しい技術を取り込み、独自のものに高める気風があること」、「中京圏に近く、首都圏にも比較的近いことや隣接商圏が存在しないという立地条件により、複数都市への輸送販売が可能であり、消費の地元滞留率が高く地産地消を進めやすいこと」、「固有の食文化、伝統芸能、技があるという文化的条件により、地産ストーリーが作りやすく、消費ファンを獲得しやすいこと」が挙げられます。

このような特徴から、狭い農地条件でも収益を確保できる農業経営を目指しています。しかし、農家数、経営耕地面積、農業産出額はいずれも年々減少しており、生産基地からマーケティング基地への転換に取り組んでいます。

これまでは産地を生産基地として、規格のそろった農産物を生産して市場に安定供給するのが産地の役割ととらえ、流通改善や販売拡大は市場・仲卸・量販店等に頼り、行政も生産施設の整備に特化した支援策を行ってきました。

しかし、今後目指す姿は、産地とはマーケティング基地として、農家・生産団体・民間事業者・行政が連携し、産地自らがマーケティング活動を進めることで、産地として生き残っていくことであるとのことでした。そのため、飯田市農業課はJAの中に間借りをして業務を行っているそうです。

現在、日本野菜ソムリエ協会との取組として、自治体パートナーシップ登録をし、全国の野菜ソムリエと連携し、協会のコンテンツを利用して、自治体の特産物プロモーション活動や地域振興事業等を展開しており、野菜ソムリエサミット、自治体コンベンション、アカデミックレストランを実施しているそうです。

また、遊休農地を再生し、大粒の大豆「つぶほまれ」を栽培し、味噌や醤油、凍み豆腐などに加工して、新たな特産として販売しているそうです。

その他にも、エコ・ツーリズム、ワーキングホリデーに取り組み、都市住民との交流に力を入れているそうです。

次に、「都市と農村のパートナーシップ ワーキングホリデー」について、飯田市農業課農村振興係の担当職員から説明を受けました。

この事業を開始した背景は、「バブル崩壊や阪神大震災後、レジャーとは違う第1次産業志向、定年帰農やIターン就農相談が日増しに増加してきたこと」、「農村は高度経済成長期にかけて、全てが都市一極集中にシフトし、山間部を中心に過疎化・高齢化が顕著となり、農業生産ばかりでなく集落機能すら低下する事態となってきたこと」があります。

そして、なぜこの事業を創設したかは、都市側の状況として、「田舎志向や就農志向の顕著な高まり」、「新規就農希望者が多数、相談に訪れていた」、「あこがれだけで、実際に農業を勉強したことがない希望者が多く、また研修場所がないため苦慮していた」ことがあり、飯田市は、「担い手不足が顕著になり、兼業化や離農するケースが増加し、農業農村の存続や地域文化の継承等が困難になりつつあった」、「短期間に作業が集中しながら、手間の確保ができないという農家の困窮を聞き取りした」という状況だったそうです。そこで、都市と農村の希望と、互いの足りない部分を補い合うために、飯田市の取組が始められたとのことでした。

コンセプトとして、「観光と明確に切り離す」こと、「労力補完」がメインであり、「観光」ではないことを受入農家・参加者双方へ明確な情報伝達をする。本質的に目的が異なるため、これらの要素を混在させると目的と期待に対するギャップを生じるため。

「お互いに息切れしない関係づくり」、受入農家は農作業の手伝いのお礼として、農家の生活や農業を教えることに心がける。客と

して迎えるのではなく、家族同様の普段の生活で滞在してもらう。おもてなしは不要。飽くまで対等な関係（パートナーシップに基づく協働体）づくりを目指す。このため、宿泊代・体験代、労働賃金という金銭の授受は発生しない。

「作業の明確化と期間の明確化」、労力補完が目的であり、農家に負担がかかる受入はしない。作業内容は素人が来て、直ちにできる作業を選定し、農家自身の作業能率が落ちることを避ける。時期や期間は農家の繁忙期に限り、労力補完が必要ない時期は受入をしない。原則として春と秋、3泊4日。

「飯田市流にこだわる」、飯田市型ワーキングホリデーは都市住民が休暇を使い、農家に滞在しながら農作業や林業作業、祭り等伝統行事等は無報酬でサポートすること。都市住民にとって、本物の農家に滞在し、農家の実際や農家との交流にその対価を感じ、農家にとっては繁忙期に無償で手伝ってくれる人材が滞在費の対価となる。の4点があります。

他の市町村ではこのようなワーキングホリデーは、当初は行政が行うが、あとはNPOなどに任せるケースが多いようですが、飯田市では市の農業課に担当職員を常駐させ、都市住民の参加希望者募集と受入農家の募集を行い、参加と受入れの調整や詳細打合せをし、ワーキングホリデーを実施しています。

さらに、就農相談を受け、実施後には参加者、受入農家双方にアンケート調査を行い、次年度の実施に向けての検討を行っているとのことでした。

これまで15年間の事業の効果は、参加者の中から5組の夫婦と2人の男女の定住者が現れ、15組の夫婦と11人の男性が新規就農し、定住しているそうです。また、5人の男女が嫁や婿となり、後継者不足解消の希望の火となっているとのことでした。

次に、「『分権型エネルギー自治』を目指す飯田市の環境政策」について、飯田市環境モデル都市推進課課長補佐より説明を受けました。

飯田市は、大正3年旧竜丘村に日本で初めての電気利用組合が住民の力で設立された歴史が語るように、再生可能エネルギーを自らの力で利用してきた地域です。そのような「市民共同発電」の精神が現代に受け継がれ、主に市の施設の屋根を使用した太陽光市民共同発電事業に取り組んでいます。

この事業は、全国からの市民出資により設立したおひさま進歩エネルギー株式会社が事業主体となり、保育園・公民館・児童センターなどの市の施設の屋根にパネルを無償設置し、余剰電力を中部電力に売電して施設が収入を得、施設は事業主体に発電量全量を固定価格で支払うもので、事業主体であるおひさま進歩エネルギー株式会社は出資者に利益配分金を支払うというものです。

この事業を成功に導いた要因は、おひさま進歩エネルギー株式会社と飯田市とが、20年にわたり市の所有施設の屋根についての行政財産の目的外使用許可と、屋根のパネルからの電気の固定価格買取契約とを結んでいることです。このことが事業の安定性を確保し、市民ファンド事業の信用獲得にもつながりました。

更に一般住宅への普及を目指して、おひさまゼロ円システムを導入しました。これは市民の出資によって設立したおひさまグリッド株式会社が、飯田市からの補助金と飯田信用金庫からの環境政策的融資を受けて一般住宅に太陽光パネルを設置し、一般住宅は中部電力に余剰電力を売電し、9年間定額をおひさまグリッド株式会社に支払うことで、初期投資なしで太陽光パネルを設置し、10年目に譲渡されるというシステムです。

その他にも、中部電力との協働によるメガソーラー発電所設置事業や木質バイオマスエネルギーの活用事業があります。そして、新たな環境ビジネスの創出の取組として、地元企業18社によりLED防犯灯を開発し、市内約4,000本の防犯灯をLED化し、更に他の自治体へも販売しています。

また、小水力発電機を開発し、将来的には市民に普及、市内の豊富な河川を使って、手軽に小規模分散型発電が可能になるよう取り

組んでいます。

飯田市では、昭和22年の飯田大火による市街地の焼失からの復興で、地域に対する「誇り」が醸成され、「自らのまちを自らで守る」という自治の精神、「公」の場を自らの手で維持・管理する「まちづくりの基本精神」が構築されました。

そのような背景から、持続可能なまちづくりの手段としての「エネルギー自治」が考えられました。それは、再生エネルギー事業を生み出す資源は、そもそも地域の人や土地と密接な関わりを持つ資源であるから、事業から得られる収益を「住民自治」に活用できないかという発想でした。

「再生エネルギー資源から生まれるエネルギーを市民共有の財産と捉え、市民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利がある。」という新たな概念、地域環境権を市民に賦与する「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を制定し、市民を中心とする多様な主体が取り組む再生エネルギーによる地域づくり事業を公民協働事業として支援するものです。

この条例が目指す社会像は、「環境貢献の公共的視点を基軸とし、市場活動を公共的方向へ誘導しつつ、「多様な主体による協働」を通じた地域振興を進める」、「社会問題や環境問題の解決に貢献する企業の活動と公共的な住民活動とをリンクさせ、現実化することで、行政以外の新たな公益的活動セクターを涵養し、地域における自治的な公共的活動の総量の増加を目指す」ことで、これらは分権型エネルギー自治の未来といえるそうです。

今回の所管事務調査は、飯田市のみで視察研修を実施しましたが、非常に内容の濃いものでありました。飯田市の農業は、扇状地や段丘の複雑な地形、狭い農地、山間地や急傾斜地が多い、といったマイナスとも考えられる条件を、すべて農業資源と捉え、それらを活かした多様性に富んだ農業に取り組み、狭い農地条件でも収益を確保できる農業経営を目指していました。

そして、今後目指す姿を産地＝マーケティング基地として、飯田市農業課がJAの中に間借りをして一体となってマーケティング戦略を進めていることに、農業政策がそれまでの生産施設に特化した支援策から大きく転換されていることがわかりました。

森町は飯田市に比べ、地形、気候、農地の規模など、恵まれている点は多くありますが、中山間地域の農業など、共通する課題もあります。重点的な課題の把握と中長期的な計画から、森町の農業政策も、発想を転換して検討してみることも、今後必要なのではないかと考えます。

飯田市のワーキングホリデーは、既に17年の実績があり、多くのリピーターとともに定住者、新規就農者も現れ、順調に行われています。しかし、これまでには多くの失敗があり、試行錯誤がありました。それでも、都市に生活する人のニーズをつかみ、事業に結びつけたことは素晴らしいことだと思います。

森町でも、農業に限らず、林業や地域の伝統文化の継承など、森町の生活そのものを体験し、応援してもらえるような取組ができれば、担い手不足の対策だけでなく、交流人口の増加から定住者による人口増加にもつながるのではないかと考えます。

「『分権型エネルギー自治』を目指す飯田市の環境政策」は、大変先進的な取組で、一度の説明ではなかなか全容を知り、仕組みを理解することができませんでした。

再生可能エネルギーの利用は、単にエコや地球温暖化防止対策にとどまらず、自然エネルギーと住民パワーで地域が潤う仕組みづくりであり、事業により地域に生じるメリットを住民が主体的に住民自治に活用する、多様な主体による協働「結い」を活かしたまちづくりです。

森町でも太陽光発電に取り組む町民、企業は増えています。行政がどのような理念を持って、どのような政策を行っていくか、これから検討が必要です。

飯田市で視察研修した内容は、自分たちの地域の歴史文化を知り、

置かれている現状を把握し、そして将来に向けてどのようなまちづくり、地域づくりをしていくのかを考えた上で、いろいろな面から取り組んでいる施策ですが、いずれも「持続可能な地域づくりの取組」でありました。

これから森町でも、持続可能な地域づくりを進めなければなりません。その必要性を強く感じ、そしてヒントを得られた、有意義な収穫ある所管事務調査でした。

以上で、第二常任委員会、所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長 (榎原淑友 君) 以上で、常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第2、議案第79号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第79号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第80号「森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第80号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第80号「森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」は、原案のとおり可決されました。
日程第4、議案第81号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第81号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (榑原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第81号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5、議案第82号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (榑原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第82号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長

(榑原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第82号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第83号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員

(中根幸男 君) 4番、中根幸男でございます。

ただ今討論に付されております、議案第83号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について」、賛成の立場で討論をいたします。

本条例は、提案理由にもありましたように、近年、少子化や核家族化等、社会状況の変化に伴い、保護者の皆さんから、安心して子どもを預けられる場所を求める声が高まる中で、子育て支援の一環として、平成27年度より、幼稚園の教育時間終了後、並びに夏季休業日等に「預かり保育」を実施するため、保育料の徴収等について規定するものであります。

来年度からの実施は、希望が多かった森幼稚園と園田幼稚園の2園としておりますが、提案されました保育料につきましては、袋井市等、近隣の状況を踏まえ、年間預かりを月額5千円、一時預かりを日額500円、長期休業預かりを日額千円とするなど、県内の市や町と比較しても低めの保育料設定となっております。

今後は、保護者の希望等、状況を見ながら実施する園の拡大を図っていただきたいと思いますと思いますが、いずれにいたしましても、子育て支援の観点から、また、お母さん方の就労支援として有効な施策であり、人口対策にもつながるものと期待をいたしております。

以上のことから本案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議 長

(榑原淑友 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第83号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第84号「平成26年度森町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 7番、太田康雄でございます。ただ今討論に付されております 議案第84号「平成26年度森町一般会計補正予算(第8号)」に、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算は、補正前の歳入歳出にそれぞれ91,757千円を追加し、補正後の歳入歳出予算をそれぞれ7,336,439千円とするものです。

補正の内容は、子育て支援施設費13,165千円は、放課後児童クラブの対象年齢を6年生まで拡大したことにより、森小と宮園小に第2放課後児童クラブを新設することに伴う改修工事費や諸備品購入費などです。

かねてより保護者から要望のあった対象年齢の拡大を、児童福祉法の改正により、速やかに町条例を改正し、合わせて補正予算を組んで施設改修を行い、迅速に対応することは、子育てをする保護者にとって大変喜ばれるものであると評価いたします。

今後、事業の効果を確認しつつ、他の小学校の放課後児童クラブも拡張することを含め、森町の子育て支援が充実することを望みます。

災害復旧費60,000千円は、本年10月6日の台風18号により発生し

た農業用施設の災害復旧費7,000千円と、同じく公共土木施設の災害復旧費53,000千円です。農業用施設の復旧箇所は、西俣の農業用水路の決壊と、草ヶ谷パイロット地内の農道路肩崩壊であり、いずれも県の補助金を受けて実施するものです。

公共土木施設の復旧箇所は、橘地内町道大上宮奥線の路肩決壊2箇所、一宮大久保地内小川線の法面崩落、準用河川大洞院川の護岸崩落等3箇所です。こちらは国の補助金を受けて実施する復旧工事費47,000千円と、国の補助の対象外となる部分を町単独で実施する復旧工事費6,000千円です。

台風18号は、町内各地に多くの被害をもたらしましたが、担当課職員の努力により、迅速な復旧が図られ、今後、来月初旬に国の査定を受け、来年の田植に間に合うように工事を進めていくとのこと

です。
災害に対し、全職員挙げて対応し、地元住民の要望に応えるべく尽力されていることに感謝いたしますとともに、平素から災害に備え、防災・減災のための公共土木施設の改修が広く行われることを期待いたします。

また、町民の森の案内標識とベンチの整備、天方城趾の観光案内看板設置、森小、森中への図書購入は、3人の方からの寄附金によるものです。どなたも複数回にわたる寄附をしていただいております、大変ありがたいことです。住民の方からも、他の土地で生活される方からも、愛される森町でありつづけたいと思いますし、そうなるように努めていかなければならないと思います。

以上のように、本補正予算は、住民の必要に応えるべく、国の法改正や制度を活用して必要な事業を行うためのものであることから、賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論を終わります。

議長 (榎原淑友君) 他に討論はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子君) 1番、伊藤和子でございます。ただ今討論

に付されております、議案第84号「平成26年度森町一般会計補正予算(第8号)」に対し、賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正予算は歳入・歳出それぞれ91,757千円を追加し、補正後の歳入・歳出予算を7,336,439千円とするものです。

台風18号の豪雨による災害復旧費、農業用施設補助災害復旧事業費7,000千円と公共土木施設災害復旧費53,000千円を合わせた補正予算60,000千円は、今回の補正予算全体の65.4パーセントに当たります。また、災害復旧費の59.8パーセントの35,899千円は国・県からの補助金を活用しております。

台風18号の被害状況を迅速に確認し復旧作業を行ったことは、今後予測されている大きな災害による防災・減災の意識の高さの表れではないかと思われま。

現在通行止めとなっております橘地内町道大上宮奥線、一宮大久保地内町道小川線等、住民の皆様方の不安を一日でも早く解消して、安心・安全な生活ができますよう、早期の復旧工事が完了することを願っております。

また、子育て支援施設費、放課後児童クラブ室増設13,165千円は働くお母さんを応援し、昼間留守になっても安心して子供を預けられる場所が増設されるということで、子育てをしやすい町を目指す森町としての子育て支援の充実が伺えます。

そして、「町民の森」の案内標識・ベンチの整備、天方城趾の観光案内看板の設置、森小学校・森中学校の図書購入は町内外の皆様方からの暖かい寄附金によるものです。

他にも介護保険システム改修費用、中央体育館の廃止に伴う光ケーブルの架け替え等の費用は必要に応じた予算が配分されております。

このようなことから、今回の補正予算は、災害復旧に対して迅速に対応し、町民の安全を重視した、緊急性と必要性に応じた予算であることと、女性の就労支援・子育て支援の充実を図る有意義な予算であることから、本補正予算に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

議長 (榎原淑友 君) 他に討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第84号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第84「号平成26年度森町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。
日程第8、議案第85号「平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第85号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (榎原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第85号「平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。
日程第9、議案第86号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榎原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第86号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(榑 原 淑 友 君) 起立全員です。
したがって、議案第86号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第10、議案第87号「平成26年度森町水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
議 長 (榑 原 淑 友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第87号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)
議 長 (榑 原 淑 友 君) 起立全員です。
したがって、議案第87号「平成26年度森町水道事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第11、議案第88号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)
議 長 (榑 原 淑 友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第88号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)
議 長 (榑 原 淑 友 君) 起立全員です。
したがって、議案第88号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。
日程第12、議案第89号「東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第89号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第89号「東遠学園組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。再開を10時35分から行います。

(午前10時23分 ～ 午前10時35分 休憩)

議長 (榊原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子 君) 一番、伊藤和子でございます。

私は先に通告いたしました「空家」の有効活用について、町長にお伺いいたします。

総務省が5年ごとに行う住宅・土地統計調査で、昨年10月時点の全国の空家数は約820万戸となり、住宅総数に占める割合は13.5パーセントとなり過去最高になりました。

老朽化したまま管理の行き届かない空家が増えると、雑草が繁茂して住宅環境を損ねたり、不審者が入り込んで放火をされたりする懸念がございます。また、地震で倒壊する危険もあり、所有者の適正な管理が求められます。

そのような防犯・防災上の観点、衛生・景観上の観点から問題となっている空家の数が森町でも増加し、早急な対応策をとという声が住民の皆様方から届いておりますのが現状であります。

放置されている空家の対策として、国会では先月11月19日に空家

対策の特別措置法が成立いたしました。この法案により、いよいよ来年半ば以降、全国的に各自治体では空家対策が本格化されることが予測されます。倒壊の危険性がある空家の所有者の迅速な確認につなげるため、固定資産税の情報照会を可能にするなど、市町村の権限が強まり、空家対策が前進されることに期待したいものです。掛川市でも、今年の4月から空家の適正管理に関する条例が制定され、今後は森町も条例制定、「空き家バンク」の創設等、積極的な解決策の構築が必要になって参ります。

森町は新東名の開通により2つのインターチェンジを所有し、遠州の小京都まちづくりも進められ、「お達者度」も2年連続上位を占め、まさに「住んでよし、訪れてよし」の「遠州の小京都森町」を堂々と全国発信できる自慢の町になりました。

これを契機に、空家の所有者の意向を積極的に確認して、協力・理解を求め、「空き家バンク」を物件情報提供としてではなく、「空き家バンク」を利用して森町をPRし、町内外への情報発信を更に強化して、移住・定住の拡大につなげる創意工夫が必要ではないかと考えます。

そこでまず1点目として、森町内の空家で倒壊の恐れや、防災・衛生・景観上の問題点がある物件はどのぐらいあるのか、また、その対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目に、有効活用できる空家に対して、所有者の意向調査は行われているのかどうか、また、3点目といたしまして空家・空き地の所有者から寄附された物件の活用状況はどのようになっているのか、以上3点について町長にお伺いいたします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 伊藤議員の空家の有効活用についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

先般、空家対策の推進に関する特別措置法が、国において制定されました。まさに自治体が待ちに待った法律ではないのかなど、このように思っております。県下でも条例を作っておりますけども、

いずれも条例は代執行までです、それ以上の権限がないということですが、今回の法律は、代執行法の法律に基づいて行いますけれども、その手続が少し簡素化をされているということと、それから、やはりもう一つ大きいのは、市町村長のこの命令に対して従わなかったときには、過料を科するという罰則がついているということも、やっぱり強制力が担保されたということで、非常に大きな意味のある法律ではないのかなと、このように思っています。

これから、この法律も施行がされて、初めて生きてくるわけですが、まさにこの法律を生かして、今後空家対策を進めていくことが必要なことではないのかなと思っておりますことを、まず前段でお答え申し上げたいと思います。

そして、1点目の「町内の空家で倒壊の恐れや防災・衛生・景観上問題がある物件とその対策について」のご質問でございますが、森分署では消防団と連携し、毎年、空家の実態調査を行い、取りまとめまして台帳として管理し、必要に応じて火災予防等の措置を電話等により指導しております。現在、森町内における空家は223軒あると聞いております。

該当する空家について、どの基準で問題がある物件と判断するかは難しいところでございますが、実際に空家や空き地の管理に関する相談があった場合には、袋井市森町広域行政組合火災予防条例や森町環境美化条例に基づき、所有者あるいは管理者に対して手紙や電話で適切な管理をお願いしているところでございます。これに加えまして今度は、特別措置法に基づいての措置がとられていくことになるのではないかと、このように思うところでございます。

平成23年には、屋根が大きく陥没し、壁も崩落して、町道側に落下する危険があることから、地元町内会の要望によりまして所有者に撤去を実施していただいた事例もございます。しかしながら、伊藤議員もご承知のとおり、老朽化した空家の管理について、地元町内会から改善要望書が何度か提出され、町としても所有者に対して、その都度要望書のコピーや現況写真を添えて「空家の適正管理」に

ついでに文書を送付しておりますが、一部には改善されないままの状態になっているところがございます。

町としての対応ということでございますが、老朽化した空家といえども個人の財産でありますので、本来はその所有者が管理するものと考えております。空家が個人の財産である以上、行政が対応する必要があるのは、建物が倒壊した場合や、法令に抵触する場合等、不特定多数の人の安全に問題がある等でございます。

したがって、皆様から相談が寄せられた場合は、所有者に対して相談の内容を伝え、速やかに対応していただくよう引き続きお願いして参りたいと、このように思っているところでございます。

また、今度の特別措置法では、一般的な空家と、さらには特定空家等という特別な措置を設けました。この特定空家等というのは、そのまま放置すれば倒壊著しく、保安上危険となるおそれの状態、又は著しく衛生上有害となるおそれにある状態、こういうものについての特別は規定を設けられておりますので、行政としてもこの特定空家等に該当する場合には、この特別措置法に基づいての対応が可能になってくるのではないのかなど、このように思っているところでございます。

2点目の「有効活用できる空家に対して、所有者の意向調査は行われているのか」のご質問でございますが、今年9月にアンケート調査を実施しております。具体的な内容につきましては、袋井消防署森分署が主体となり、消防団等の協力を得て実施してきた空家調査のデータをもとに無記名で実施しております。

その結果でございますが、空家を所有している人のうち、売買や賃貸の意思を持っている人、又は検討している人は1割から2割程度で、逆に意向なしの人が7割以上となっております。また、空家の状態につきましては、現状のまま利用可能な物件は1割程度で、ほとんどの空家が何らかの改修を要するという結果にもなっており、売買や賃貸の意思を持っていて、現状のまま利用可能な物件は1件でございました。

町に対する意見や要望という点では、住める状態ではないという意見が多く、また、空家に周辺の農地も含めて売却したいという意見もございました。

なお、民間の不動産業者に相談して買主を探しているが、なかなか買手が見つからないといった点や、取壊しをした場合に固定資産税が上がるのかといった不安を抱いている方も見受けられました。空家問題に併せ、生活道路や交通機関の整備もしてほしいといった要望もありました。

3点目の「空家・空き地の所有者から寄附された物件の活用状況はどのようになっているのか」の質問でございます。

先日12月11日の夕刊に「急増する空家 高齢化に伴いより深刻に」と、空家の特集記事が掲載されておりました。この記事によりますと、現在7戸に1戸が空家となっておりますが、将来は5戸に1戸が空家となるとのことございました。

このような傾向であることから、町ではまず寄附を受理する物件について、公共的な利用が見込まれるかどうか等の検討を踏まえ寄附を受理し、活用を図っているところでございます。

近年の状況につきまして数例申し上げますと、寄附を受け、町指定文化財の飯田城敷地として活用させていただいたり、みやま荘の隣接地につきまして、寄附を受け、みやま荘の駐車場として利活用しております。また、皆様ご案内のように、江間邸敷地の寄附を受け、現在解体作業中であり、今後、町文化財として指定し管理していきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、公共的な利用目的が明確なものに限り受理をし、その目的に沿って利用及び管理をしているところでございます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。

議 長
1 番 議員

(榊原淑友 君) 1 番、伊藤和子君。

(伊藤和子 君) 前向きなご答弁をしていただきまして、ありがとうございます。町としても今後、空家対策を積極的に考えて

いくということによろしいでしょうか。

町長、実は私、今年の10月にですね、大門町内会から大門町内にあります一軒の空家に対して「雑草がものすごい、何とかしてほしい」という声があがって参りまして、その空家を昼と夜2回ほど様子を見にいった参りました。

昼間は塀よりも高い雑草によってその近辺は著しく景観を損ね、町道新田赤松線から見える景色は、大門町内会だけではなく、私も一町民として恥ずかしささえ感じるほどでした。夜行ってみましたら、昼間と違い、防災、防犯上の危険を感じ、正直怖かったです。

また、玄関のガラスが割れていまして、懐中電灯を照らしたら、家の中から何と猫が飛び出して参りました。もう本当に驚きと同時に家の中の衛生面が気になり、なぜ今までこんなにひどくなるまで放置されていたのかという疑問と、早急に草を除去する必要性を感じました。

今回は住民生活課のご協力で所有者が草をきれいに除去してくださいましたが、今まで長く伸びた多くの雑草で見えなかった別の問題が発生いたしました。何と、大量のゴミ袋が物置からはみ出しており、家の中もゴミ袋の山でした。このような状況を目の当たりに見ていましたら、抜本的な空家対策を作らなければ、この問題は一向に解決できないのではないかと考えました。

このような問題は森町の各地域でも発生しており、それぞれの地域の方々の声を聞いている中で、森町は対策が余り進んでいないなと感じました。実際にこのような問題は空家の所有者と地域住民の意識の相違もあり、行政側としましても、過去には様々なご苦労があり、大きな課題であったのではないかと推測されます。

しかし、そのまま放置するわけにはいけません。地域住民の方々の不安を解消し、安心して住める町に戻してあげるのが私達の役目ではないでしょうか。このようなことから、問題点を指摘された物件に対しては、早急な対応策を、また、有効活用が期待できる物件に対しては、積極的に所有者の意向調査を進め、「空き家バンク」

の創設に力を入れていただければと思います。

さて、昨年の12月議会におきまして、片岡議員の空家対策のご答弁の中で、最新のデータをもとに、所有者の意向調査を重視するとともに、県や民間団体等の連携による体制整備を視野に入れる中で、空家の有効活用を通じた定住促進と地域の活性化対策を検討して参りたいとおっしゃっていましたが、その後の進展、またどのような対応策を行ってきたのかを、再質問としてお伺いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 (榊原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松 藤 雄 君) まず、大門町内会の空家等々の問題について、ご苦勞をなさっていることについては、敬意を表したいと思ひます。正直、空き家対策については、行政代執行、あるいは隣地の危険回避等々の家裁調停をしないとなかなかできないこととござひますし、当然代執行した場合の経費については、相手方に負担を求めるとなると、行政の税金で執行することができないという、いろいろな問題があったところとござひますけども、今回初めて「空家等対策の推進に関する特別措置法案」ができて、そしてこの法律に基づいていろいろなことができるというのは、行政として非常に有り難い法律ではないのかなと、このように思っているところとござひます。

この法律、まだ施行されておられませんので、3箇月ないし6箇月後に施行ということとござひますから、この施行がされれば、この大門の問題についても、一つ対応策が出てくるのかなと、このように思ひます。

この特別措置法の設立の理由を見ても、**「適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等**

に関する施策を推進するために必要な事項を定める」となっておりましてですね、市町村が空家で経費を使ったときにも、特別交付税等々の措置もなされるということですので、少しこの法律に基づいて、いろいろなものがやりやすくなってきたのかなど、このように思うところでございます。

次に、「空き家バンク」についてでございますけども、片岡さんの質問にも答弁して、その後の状況はどうかということでございますけども、今年の9月に調査した結果、今ある状態ではそのまま使える空家が非常に少なく、一部改修や大規模な改修を実施しないと使用できないという結果になっておりますので、この結果を踏まえる限り、現時点では「空き家バンク」の設置はなじまなく、施策行為も効果も薄いと、このように考えているところでございます。

また、「空き家バンク」を設置している県内市町においても、成約まで至ったのは年に数件程度であるということでございます。

こうしたことから、空家問題に関しては、移住・定住を推進するという観点と、管理不十分による防犯・防災、衛生・景観の悪化という観点を切り離して議論していくべきだと、このように考えているところでございます。

今こういうことでございますので、「空き家バンク」については、バンクとして登録して利用可能な家が非常に少ないということでございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

なお、残余の問題については住民生活課長の方から答弁いただきますのでよろしくお願いいたします。

議 長
住民生活
課 長

(榊原 淑友 君) 住民生活課長。

(村松 弘 君) 住民生活課長です。先ほどの大門の住宅の関係につきましては、以前よりご相談を頂いております。それ以外にもですね、ご相談を頂いている案件がございますけども、いずれもですね、ご相談いただいたときには、先ほど町長が申し上げましたように、うちの方から所有者に対して適正な管理をお願いしております。ほとんどがですね、空き地の雑草の相談が多いということ

で、空家についての管理というのは少なくございます。

家の中ですね、ごみの問題については、なかなかですね、屋敷
のですね、家の外の草を刈ってくださいというところはお願いはで
きるわけですが、家の中を掃除してくださいというのは、なか
なちよつと言える条件ではないと、今回ですね、このような法律
ができてきましたので、この法の規定がどんなふうですね、適用
できるのかを考えながら、これからまた再度ですね、所有者に対
してお願いをしていきたいというふうに思っています。以上です。

議 長
1 番議員

(榊原 淑 友 君) 1 番、伊藤和子君。

(伊藤 和 子 君) 今お話をお伺いしている中で、来年の特別
措置法案の施行によって、大きく変わり、期待できるということ
よろしいでしょうか。

「空き家バンク」に対してはですね、消極的なご意見でしたけど
も、一つですね、良い事例を挙げさせていただきたいと思いま
す。町として多額の予算をかけなくても、空家の有効活用によっ
て町が活性化した事例が幾つかございます。

その中の一つに、大分県豊後高田市(人口23,000人弱)の昭和の町
として観光にも力をいれている市ですけれども、8年前に「空き家
バンク」を創設しまして、300人以上が市外から入居したという事
例です。

この豊後高田市では100ページを超える支援策を考え、空家を紹
介した人にも20千円を支給して強力的に推進した結果、今年の8月・
9月に人口が微増に転じ、人口減少に歯止めをかけることに成功し
ています。

「空き家バンク」は創設しただけでは全く意味がありません。「空
き家バンク」を開設したからといって、多くの人口増加を見込める
わけではありませんが、行政と住民とそして所有者の協力、「空き
家バンク」に対する熱い思いと創意工夫なくしては、豊後高田
市のようにうまくいかないと思うのです。

町全体がこのような事業に対して理解を深め、一体化し、意識を

高めて、みんなで森町を維持していこうという気持ちを持っていただきたいと思います。是非、森町も今後ですね、この「空き家バンク」の開設を、消極的ではなく、積極的にもう一度お考え直していただきまして、この豊後高田市を参考にしていただければと思います。

また、最近では「森のこかげ」のような居場所づくりの開設を地域住民主導で立ち上げようという取組が各地で行われています。そのような町民に対しても開設場所の情報提供につなげていただけるような「空き家バンク」を目指していただきたいと思います。

最後の質問でございます。空家の有効活用として、各地域での居場所づくりの拠点として利用したいという地域の方々のご意向に対しては、今後町としてどのように対応していただけるのか、お考えをお伺いして、最後の私の質問とさせていただきます。

議 長
町 長

(榊原 淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松 藤雄 君) 最後の質問、いろいろあるんですけども、本当に聞きたいのは一番最後の質問ということではよろしゅうございますか。

森の居場所づくりの拠点として、今後どうなのということでございますけども、まさに「森のこかげ」は、人口2万人の町としてですね、元々それぞれの地域にそういうものを作るのではなくて、森町全体のボランティアの人たちの活動拠点となり、かつ、その周辺地域の人には居場所として活用できたらということでは設置をしたところでございますから、これを旧村単位にすべて作るということまでは至っておりませんので、そのところについてはよろしく願いをしたいと思います。

自主的に皆さんが、町の政策と関係なく、独自にやる分については、これは大いに協働まちづくり等々の事業を活用して、関与していただければ有り難く思っているところでございますけども、町がその施設の改造にも面倒を見、その施設の管理運営にも経費を負担していくということについては、当面は町内一箇所、町全体の拠点

という位置づけでもって、行政は応援していくということをご理解
いただきたいと思います。

あと、空家については、やはり適切な空家が今後発生するかどうかという点が、「空き家バンク」では肝心なところではないのかなと思います。

まさに今後2割が空家になる状況でございますから、それをすべて把握して、更にバンクしてというところで、相当の事務量にもな
ってきますし、全国各地が空家が生じるわけですから、その空家を
求めてくるという人の数は、今後はもっと少なくなってくるという
ふうに見るべきではないのかなと思います。

当然、全国各地に空家があって、空家を使うとすれば、空家の環
境の良いものから皆さんが求めてくるということになるわけです
から、そういう空家が増大していく、そして需要はそんなに増えない
だろうという前提の中で、どういう施策を展開していくかというこ
とが、必要な視点ではないのかなと、このように思います。

大分の豊後高田、ご努力をされて、立派な成果を上げていること
については敬意を表しますけども、そういう問題点が反面、今後は
生じるということを意識することが必要ではないのかなと、このよ
うに思っております。

議 長
12番議員

(榑原 淑 友 君) 次に、12番、小沢一男君。

(小 沢 一 男 君) 12番、小沢でございます。議長に質問の許
可を頂きましたので、2問私は質問させていただきます。

1問目は、道路における交通安全と円滑化にはなくてはならない、
道路標示の整備についてであります。

昼夜を問わず運転者が安心して走行するために、多くの情報を提
供している道路標示であります。新しく整備された道路や道幅が
比較的広い道路などは、車両通行による白線の薄れは少ないよう
です。ご存知のように、道路にはセンターライン、速度、横断歩道、
一時停止、ダイヤ形等様々な標示がなされています。車道の端に引
かれています白線について伺います。

1点目は、横断歩道、止まれの停止線等の規制、設置、維持管理は県公安委員会と認識しておりますが、白線の自然劣化や直接摩耗などにより、時とともに視認性や視線誘導等の機能が低下をいたします。視認性の低下した道路標示状況では、交通の安全と円滑化に支障が生じるばかりでなく、交通事故を招く危険性が懸念されるところであります。

このような視認性の低下した横断歩道や停止線などが多く見られます。安全な道路環境を整備する必要があると思っておりますが、整備計画、具体的要請について伺います。

2点目は、町内を車で走行したり歩いていますと、路側帯の白線の欠落や色あせている箇所が散見されますが、路側帯は道路交通法で、「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう」と定義されています。

生活道路は誰もが安全に安心して利用できるようにしていかなければなりません。現状補修、整備が必要な路側帯、センターラインの整備について伺います。

3点目は、道路上の消火栓の取り口の周りの黄色の囲い枠も、いたるところで剥がれています。再度整備する考えをお伺いします。

2問目は、災害に強い安心・安全のまちづくりについて伺います。

私たちが忘れてはならないのが、自然災害の脅威への対策であると考えます。幸いなことに、最近の本町は今のところ特に大きな自然災害こそ発生していないものの、町民の貴重な生命と財産を守ることは、町政における重要なテーマであります。

最近は、全国的に地震・台風・大雨による被害が続発し、台風の大型化や局地的な豪雨の発生などの傾向が見受けられる状況の中で、公共事業に対する予算についても大変厳しいものがあり、そのような中で防災対策が一朝一夕に進むものでないことは、十分理解をしていますが、このような状況であるからこそ、「災害に強いま

ちづくり」について計画的に着実に推進していかなければならないと思います。

今年10月6日浜松に上陸した台風18号は、本町においても床下浸水、河川被害や道路が各地での冠水、がけ崩れ被害が報告されています。改めて災害の備えについて考えなければなりません。

1点目は、町管理準用河川整備計画についてお伺いいたします。

本町には、町管理の準用河川は大洞院川を始め18の河川、総延長37,940メートルが流れ、また、平成25年3月2日、森町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例、1章総則から9章雑則第64条が制定されています。ふだんの維持管理につきましては関係者の方々に対応していただいているところであり感謝申し上げます。

準用河川はほとんどが川幅も狭く普通の小川であり、川の中に樹木の倒木、堆積等が放置しておきますと流下能力が低下し、河川氾濫にも通じ、大きな被害の原因となります。

防災・減災の上からも定期的な河川チェック、改修整備を行うべきと思いますが、町長のご見解をお伺いします。

2点目は、県管理2級太田川水系7河川、土砂浚渫工事、改修整備要請についてであります。

皆さんもご存じのように、上流から運ばれてきた土砂が長い間に堆積し、川床がせり上がり、雑草が生い茂り、これが治水能力を低下させている要因ではないかと、町民の皆さんから不安の声を耳にするところでもございます。

本町としましても、町固有の豊かな自然、清流を次の世代に残すためにも、土砂の浚渫工事を急がなければなりません、県への改修・整備要請はどのようにされていますかお伺いいたします。

3点目は、土砂災害対策についてお伺いいたします。

9月議会において、中根議員から土砂災害危険箇所の見直し、警戒区域指定等の取組の質問がされました。町長は、県が土砂災害危険箇所を対象に基礎調査を進め、平成28年度までに町内全域を終了、

土砂災害警戒区域等の指定を29年度末までに完了、指定に当たっては、土木事務所が地元説明会を開催、土砂災害警戒区域等区域指定の範囲、規制内容等説明、「土砂災害ハザードマップ」は区域指定等完了時点で、どの範囲で作成するか検討着手するとお答えになっています。

本年11月12日に、土石流や地滑りなどの重点対策を実施する「警戒区域」指定促進を目指す改正土砂災害防止法が成立したことで、質問させていただきます。

改正内容は、現場の多くが未指定だった8月の広島市の大規模災害を踏まえ、指定の前提となる基礎調査が進まない都道府県に、国が是正要求できると規定し、都道府県に対し、基礎調査の結果の公表も義務付け、指定前の段階であっても住民に危険性を認識してもらい、早めの避難行動につなげることを目的としています。

また、気象庁と都道府県が連名で出す土砂災害警戒情報について、都道府県に対し、市町村への通知一般への周知を義務付ける警戒情報を基準として、市町村が迅速に避難勧告を出せるようにもしています。このほか、警戒区域がある市町村は地域防災計画に避難場所やルート、社会福祉施設や学校への情報伝達方法を明記することも求められます。

土砂災害防止法は1999年(平成11年)、広島県の大規模災害を機に制定され、都道府県は住民の生命の危険が及ぶおそれのある地域を警戒区域、更に危険な場所を特別警戒に指定。警戒区域では市町村がハザードマップの作成など避難体制を整備。特別警戒区域では土地利用に一定の規定がかかり、建物の移転勧告もできるとしています。

法改正による指定の推進については、県と町で行うと思いますが、私は公表・広報活動をどのようにするかお伺いします。

また、高齢者への広報をどのように考えているかお伺いし、質問いたします。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君) 小沢一男議員のご質問にお答え申し上げます。
と思います。

初めに「道路標示等の整備」についてのご質問にお答え申し上げます。

1点目の「横断歩道及び停止線の欠落に関する整備計画等」についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、交通規制に関しましては、県の公安委員会が管轄しておりまして、基本的には地元からの要望を受けて、袋井警察署が対応をしております。

町でも、地元の要望があれば、直ちに現地を確認し、袋井警察署へ副申しておりますし、職員の道路パトロール等で欠落を確認すれば、随時袋井警察署に修繕をお願いしております。

最近では、平成25年度に促進住宅森町内会の要望を受け、中央体育館付近の横断歩道2箇所を再塗装していただきました。今年度は、警察・県・町・町内各小学校が合同で通学路の点検を行っておりますが、その際に横断歩道のラインが消えかかっている箇所については、再塗装していただけることになりました。

いずれにいたしましても、整備計画につきましては、県の公安委員会の管轄でございますので、町といたしましては、今後も袋井警察署を通じて要望して参りたいと考えております。

2点目の「路側帯、センターラインの補修」についてのご質問でございますが、道路の区画線については、道路管理者が設置しておりまして、特に路側帯側、いわゆる外側線は、車道の外側を明確にすることにより、車両が路肩に乗り入れることを防ぎ、歩行者が道路の端を歩く場合の安全が確保されることを目的とした交通安全施設となっております。

先ほど申し上げました通学路の点検において、外側線の設置や引直しの要請がありまして、県道については袋井土木事務所に設置を要望し、町道については速やかに対応させていただきました。また、歩道のない道路には路側帯に白線と平行して緑色のラインを引き、ドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車の速度を抑

制させるとともに、歩行者との接触事故を防ぐ対策をとっております。

戸綿駅周辺や、飯田橋東側の町道、葛城ゴルフ場線入り口付近などにこのグリーンベルトを設置しております。

3点目の消火栓の「黄色の囲い枠」の補修についてのご質問でございますが、現在森町には236基の消火栓がございます。種類が地上式5基、丸蓋43基、四角蓋188基がございます。地上式・丸蓋については焼付け塗装がしてあり、ご質問の黄色の囲い枠がされているのは四角蓋のものとなります。

蓋枠のペンキ塗りについては、袋井消防署森分署の協力を頂きまして、1年に1回巡回点検の際、不鮮明なところについては枠塗りを実施しております。しかしながら、交通量の多い箇所は数箇月で塗装がはがれる場合がありますので、随時森分署へ依頼して参りたいと存じます。

また、今後、消火栓の修繕や新設の場合は、塗装がはがれない丸蓋の消火栓へ更新して参りたいと、このように考えているところでございます。

次に、「災害に強い安心・安全のまちづくり」についての質問にお答え申し上げます。

1点目の「町管理の準用河川整備」についてのご質問でございますが、町管理の準用河川につきましては、特に住居や施設があるような区間については、改修・整備を計画的に進めております。

事例をあげますと、大久保川・小川・第2小藪川・伊豆橋沢川・大橋川・鳶木沢川・睦実川・新堀川などは、今申し上げました考え方のもとに、ほぼ改修整備が終了しているところでございます。

しかし、住居や施設等保全対象が余りないような宮川・大洞院川等の河川において、整備が遅れているのは議員ご指摘のとおりであり、計画的に整備していくのが望ましいわけでございますが、被害が想定されない河川については、災害が起きた時点に併せて整備していくような対応をしているところでございます。

今回の補正予算においても、町単の河川災害復旧予算6,000千円を先ほどお認めいただいたところでございますが、その内容を見ますと、準用河川大洞院川において、公共災害で認められなかったところの前後の整備をする予定でございます。

準用河川といえども整備には多大な費用がかかることから、このような対応をしていますことをご理解いただければと思っております。

2点目の「県管理の太田川水系7河川、土砂浚渫工事、改修整備要請」についてのご質問でございますが、町では道路パトロールと併せて河川パトロールを定期的を実施しており、整備の必要な箇所を確認次第、県土木事務所へ報告し対応していただいております。また、地元からの要望書が町へ提出された場合には、進達文書を添えて県土木事務所へ提出し、整備のお願いをしております。

今年度の県への要望につきましては、一宮川・伏間川・瀬入用での浚渫の要望、葛布川・瀬入川・一宮川・伏間川での河川改修の要望を提出しております。今年度の整備状況でございますが、中川上地区の小藪川において、国庫補助事業と県単事業の二本立てにより鋭意河川整備を進めていただいております。護岸工（延長400メートル）や橋梁一橋の架け替え工事が行われております。

また、一宮地区では一宮川と伏間出合流付近の浚渫工事や護岸の修繕工事が行われ、奥伏間橋上流の伏間川でも護岸工事が進められております。

3点目の「土砂災害対策についての町民への具体的な公表、広報活動」についての質問でございますが、県では基礎調査と土砂災害警戒区域等の指定を行い、町では住民への区域指定の周知を行うというような役割分担をしております。

土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査については、町内会長への説明や地元への回覧等により周知をしているところでございますが、土砂災害警戒区域等の指定に際しては、事前に対象となる地区の住民や土地の所有者に対して、説明会開催通知とともに区域

指定図を送付しております。そして、袋井土木事務所が説明会を開催して、土砂災害の概要についてのパワーポイントやDVDを使い、詳しく説明しております。

また、県のホームページで土砂災害の内容、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び指定図を閲覧することができるようになっております。今年度の指定区域は、三倉・西俣・問詰・亀久保・鍛冶島の5地区が対象となっており、三倉総合センターや地元公民館でそれぞれ説明会が開催されました。

また、町では住民への危険の周知のため、土砂災害ハザードマップを作成する予定ですが、このハザードマップは、区域が指定されました三倉地区から順次、土砂災害警戒区域等の指定がされておりますので、旧村単位での指定が完了された時点で、逐次ハザードマップを作成していきたいと考えておりますし、今後のハザードマップを通じて、住民への広報を図っていききたいと、このように考えております。

広島の実験を元に、新しく土砂災害防止法の一部が改正をされて、この区域指定がよりしやすくなったと思っておりますけれども、森町管内において、この区域指定を阻害するような要因はまだ聞いておりませんので、土砂災害法が改正される以前と改正された後と比べても、この改正によって、より区域指定がやりやすくなったということは言えるかと思っておりますけれども、改正前においても特に支障がなかったと、このように認識をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長
12番議員

(榊原 淑友 君) 12番、小沢一男君。

(小沢 一男 君) いつも思うことで難しいことはですね、道路の標示、標識ですか、その標示についてはですね、道路標識とか区画線とか、その標示に関する命令というのが、総務省や国土交通省から出されたものがございますけれども、この道路標示っていうのは、規制表示と指示表示がございまして、いくら白線が薄れていても、また、表示が見えなければ車を運転していてもですね、道路交

通法には表示主義ですので、違反ということにはならないということ
とでございますけども、特に私の理解が非常に難しいのは、今町長
にもご回答ございましたけども、地元の要望があればということ
でございますけども、私も経験したことなんですけども、県も公安委
員会もやりましょうと交通安全を、だから町内会長の印鑑を貰って
きてくださいよということで、早速町内会長のところへ行きました
らですね、町内会長が迷惑なことやってもらっちゃ困ると。建設課
の職員も私の所へ電話きてどうなっていますかと。交通のですね、
警察からも小沢さん、町内会長の方印鑑はどうしたのって聞かれた
もんですからね。

大変ご迷惑かけましたけども、町内会長のはんこがなければだめ
だっていうことでお伺いしたところ、町内会長から迷惑なもの作っ
てくれんでもいいと。私たちはちゃんと下を通るような側溝を作っ
てもらうように要請してあるで、横断歩道なんか迷惑だってこうな
っちゃってですね。

やっぱり、じゃあ町内会長の了解を取らなければだめなのかなと
いう思いがしてですね、これはもう、ここがネックになって、町内
会長がだめだって言えばもうやらないとどこも。警察はですね、も
う私たちの計画に入ってますという中でも、町内会長がだめだよ
って言えばもうだめになっちゃうっていうね。そこらがちょっと僕の
理解がしにくいところなんですけども、町内会長にそれだけの権利
があるのかなと。じゃあ町民の声はどうなるのかなと。町民の声は
届かないのかなと。

なぜ僕がこれを言いたいかという、なんでもそうですけども、
町内会長っていうのは町内をまとめるありがたいことなんですけども、
本当にそこまで町内会長が考えて、自分の町内を守るということが
できるのかなと。考えていますけども、たとえば横断歩道が細くな
っています。町の中、特に商店街なんかは路側帯は消えてるしです
ね、町の幹部職員の皆さんもご存じだと思いますけども、本当に横
断歩道も消えているところがある。

この前もある女性が、夜手を挙げているんですけど、若い人が運転しながらばかやろう呼ばわりしていったんですね。こりゃあもうやっぱり危ないなど。町内会長の所に行ったら、小沢さん言ってくれやいて、これで終わりなんですよね。

だから、やっぱりそこは町内会長が思う一面も理解できますけども、やっぱり高齢者や通学路、特に通学路はいろいろ皆さんもお調べになって、学校の先生から町とか、おまわりさんが関わってやってくれてますけども、そういうですね、一般の声がなかなか通りにくい部分があると私は思うので、ここいっぺんですね、役場もですね、行政もですね、そういうものへの対応をですね、しっかりしてもらい、町の商店街の中を歩きますとですね、ひどい横断歩道も、全く全部消えてたり、これは無理ないと思うんです。運転手が走っていれば夜なんか分かりませんから。女性が手を挙げてても全く消えてますところがあればそりゃね、ガーッとこうスピードだいてまわっていくような状況ですから、さっき言ったようにばかやろうなんて言われたら、どう理解していいのかなと思うようになりますので、ここはしっかり、やっぱり町も町内会長にしっかり説得していただいてですね、やってもらいたいなど、このように思っております。その点、どのように、担当課も考えているのかなと思っております。

また、2級河川ですけども、町長ご努力はされておると思いますが、今回私は太田川です。やはり太田川が一番森町を通っている河川である。昔から清き流れの太田川といいましたけども、非常に堆積ですね、水辺から堆積土の高さを測ってみるとですね、高い所は1.5メートル近い堆積があるんですね。この前の18号はその上を流れているんですよ、川が。

そういう中で、たとえば天宮の例を挙げますと、瀬入川が水が出ます。太田川も水が出ます。今度ダムのおかげで30センチ低くなったと言ってますけども、そうではなくて、それを受け入れおおせんもんですから、瀬入川の水を受け入れおおせんもんですから、今度

逆流しちゃったんですね。

ですから、そういう一番大きな河川、支流とか内水の部分は、これはもう町でやっていかなきゃなりませんけども、同じ2級河川同士がぶつかっている所はですね、一番中心に流れている河川をしっかり対応してもらわないと、いくら逆流するような現象が起きるといいますかね、これはもっともっと床上浸水とかですね、昭和47年7月、七夕豪雨のときのような現象が起きてくるのではないかと。

防災・減災というのはですね、私は、お金、先ほどお金を予算がいりますと言いますが、国と県のお金も使ってますよと。町も6,000千円使ってますよってというのは、僕の頭の中は、防災・減災というのは、まず住民を守る、少しでも災害から守るとというのが大前提ですから、なってから、じゃあ国と県から、町の自主財源を使ってやるというのも、これは一つの防災・減災につながる過程があるけども、大前提は、その前にどうする、町が河川をどのように2級河川ならば県へお願いして、浚渫して、災害が起こる前にやる、整備する、お金がかかります。太田川原野谷川水防組合の、そういう関係もしてると、下の方は何億ってかけて、3年ぐらいから整備してるんですけども、僕らの方はダムができましたからということですけども、東京ではですね、環境省による、今後の大雨による被害のリスクディスカッションがですね、行われたというものも報道されていましてね、防災・減災っていうのは、できてからやるじゃなくて、できてからお金をかけて直すんじゃないよ。やはりその前にどうするかっていうのが、私の、お金がかかりますけど、大変ですけども、その前にどうするのかっていうものは計画的にやっていかなければならないのかなという思いがしますけども、その点お聞きしたいと思います。

また、土砂災害のですね、町長ハザードマップも作って、もっと細かな字でやると、町民の皆さんが理解度が少ないと思うんですね。やはり、もっと地域地域でわかりやすく作っていただきたいなど。

これからの改正法によって、国の改正法がこうなったよっていう

のを質問の中で申し上げましたけども、警戒区域は森町は少ないよう
うでございますので、ちょっと増えるのかなと。この前の町長の中
根さんのご回答にも、428件というですね、土砂災害危険区域があ
りますけども、その中でですね、土砂災害の警戒区域っていうのは
森町はちょっと少ないのかなと。

なぜこうに申し上げたいかっていうとですね、今回の広島 of 災害
の原因にですね、新聞も町長や職員の皆さんも議員の皆様もご覧に
なってお分かりかと思えますけども、この警戒区域の指定を進める
ことが、非常に遅かったからと。要するに、それが何を生むかって
いうと、新聞に掲載されておりました、広島 of この土砂災害、広島
から土砂災害防止法がはじまって、今度は改正されたのも土砂災害
 of 広島 of あの災害で改正されたですね。これが中心になって。その
中で、殊にですね、大きかったのは警戒区域の指定が遅れ、住民に
危険性が伝わらなかったと。避難勧告の発令が土砂災害の発生から
遅れたと。こういう1点目ですね。

2点目はですね、避難勧告の発令が、土砂災害の発生後になって、
住民の避難が遅れてしまった。この2点が大きな広島 of 大災害にな
ったということが出てますけども、なんかこのデータを見ると、森
 of 警戒区域が少ないのではないのかなと、土砂災害の警戒区域がで
すね、64箇所ということが出ておりますけども、山間地であります
から、もっともっとあるのではないかなと。

今後、ですから県が当然関わるわけですので、中心になりますの
で、町がどのように関わって、この土砂災害の警戒区域が増えてい
くのかなという考えはございますけども、そういう観点、森町が、
県に関わりながら、森町がどこまで関われるのか、この点ちょっと
お聞きしたいと思えます。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) まず、河川の整備で、袋井土木への要望と
いうことでございますけども、瀬入川と太田川がぶつかって、当然
本線が水位が増せば、瀬入川に水がそそぐところが弱くなって、水

位が上がるということは当たり前のことでございます。

当然、袋井土木もそれなりに努力をしているわけですが、予算の付き方がですね、以前から比べて半分程度しか予算がない状況になっているわけですが、特に、大きな整備については国の交付金等々で整備ができるわけですが、浚渫というような維持管理についてはですね、国の交付金等々もなく、県の単独事業でやらざるを得ないという環境下でございますので、なかなか要望しても十分な対応ができないというのが実情でございます。

そういう意味で、河川のメンテナンスについても、少し視点が当てられて、国のメンテナンス計画等々で支援をしていくというような道が今開けつつあるところですが、とにかく、私どもの管理すべき河川ではございませんので、こうした事情を袋井土木の方にお伝えをして、より事業が進むように努力をして参りたいと、このように思うところでございます。

それから、道交法もですね、その町内会の承認の問題についてですが、基本的には横断歩道を設置する等々、新しく設置する場合にはね、当然地元の理解が得られていますかということで、町内会長の同意が必要ですよということでございますが、既に設置してある横断歩道の線が消えかかっているものを、きちっと設置し直すところについては、基本的には町内会長の同意はいらないと思っておりますが、正直、道路横断歩道の箇所も膨大な数があるわけですね。それをきちっと引き直す予算が公安委員会についていないとすると、地元の要望というの、その塗り直す箇所の優先順位の一つの判断材料になる。

だから、地元が要望していない所について、順位を高くして塗ってくださいというのは、なかなか公安委員会としても、県の方に持っていったときに、地元は要望してないんですが、と言われますと、それを無理矢理何とかここは特別が事情がございましてというふうに説明をしないと認めていただけないという事情がありますから、できれば町内会長の同意書を欲しいと、このようにおっしゃって

るのではないのかなと思いますので、町内会長の同意を頂けるように、担当課の方も努力をしていくということになろうかと思います。

それから、土砂災害の問題についてですけども、土砂災害危険区域が多いのか少ないのかという問題はですね、地盤との関わりがあるのではないのかなと思います。ですから、地盤の弱い所については、当然危険区域と指定されるでしょうし、地盤の良い所については、いくら傾斜があってもですね、そこは危険区域と指定する必要はないということですので、危険区域に指定すべきかどうかについては、袋井土木が必要な調査をして、その調査結果を基に指定していくということになろうかと思いますので、逆に言えば、その箇所が少なければ、それだけ森町は安全度が高い、このように喜ばしいことだと私は思っている所でございます。

あえて危険な所を指定しないのではなくて、やはり危険かどうかの調査をした後に指定をするということですので、やはりその調査結果を待って、必要な所については指定をしていく。そして、私はやはり住民の避難を出すときにですね、当然土砂災害の起こる危険性が高いという警報が出されたときに、じゃあ誰を対象に避難命令を出すかということになりますと、やはりその土砂災害の及ぼす地域の住民に避難命令を出すわけですから、それはハザードマップが一つのよりどころになるということですので、まさにハザードマップを早く作って、災害の一つの手段として活用していくということが必要だと思っております。

ですから、そういうものを使わずにですね、全域に対して安易に避難命令を出すというのは、私はとりたくない。きちっとデータを元に、必要な所に必要な対応をしていただくということで、初めて住民も、うちのところは全域といえはそんなに危険じゃないだろう。しかし、あなたの地域が大変ですよって言えばですね、それならば避難しなくては行けないのかなという環境醸成を計れる元になるはずだと、このように思っておりますので、県もこの指定については少し作業を早めるというふう聞いておりますので、その結果指定

されましたら、町も速やかにハザードマップを作成していきたい、
このように思っているところでございます。

議 長
7 番議員

(榑原淑友 君) 続いて、7 番、太田康雄君。

(太田康雄 君) 7 番、太田康雄でございます。私は、先に
通告いたしましたように、「平成27年度当初予算について」を町長
に質問いたします。

12月に入り、平成27年度当初予算の編成が進められていることと
思います。連日査定が行われており、編成中であることは承知をし
ておりますが、新年度予算の規模と主要な新規事業、継続事業の計
画について、現段階での町長の考えを伺います。

議 長
町 長

(榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 太田議員のご質問にお答え申し上げたいと
思います。

まだ私も予算査定をしておりませんし、財政当局から具体的な内
容についての報告を受けておりませんので、少し漠とした回答とな
ることをお許しいただきたいと思えます。

平成27年度当初予算の規模についてでございますが、議員ご承知
のとおり、現在、平成27年度に向けて、予算編成作業を開始したば
かりでございます。また、毎年、歳入見積りの参考としております
地方財政計画につきましても、いまだ国から提示されておりませ
んし、先の衆議院議員総選挙におきまして、今後、新内閣の組閣が進
められる状況下で、消費税利率の引上げが先送りされたことを受け、
社会保障や地方交付税への影響、各種税制の見直しなど様々な制度
改正が今後進められていくと見込まれておりますし、地方に関わる
事項も不透明な部分がありますので、数値について詳細にお示し
できる段階にはございませんことをお許しいただきたいと思えます。

平成27年度予算編成に当たっては、町の将来像を描きつつ、総合
計画の基本理念であります、「ええら森町！」の実現のための施策
5つの柱に基づき、事業の必要性・妥当性を吟味し、行財政改革の
推進による効率的かつ効果的な予算を、国の動向を注視しながら、

財政上有利な財源を活用し編成するよう指示しております。

また、総合計画の最終年度であることから、総合計画の進捗度合い等々についても、これから吟味をして、できれば予定された事業が可能なところについては、実行して参りたいと思っておりますし、また、森町は27年度が町制施行合併60周年を迎える一つの記念すべき年でございますので、それらを踏まえた予算編成をして参りたいと思っております。

まず、歳入については、平成27年度予算における町税収入につきましては、平成26年度当初予算額2,480,000千円と比べまして、固定資産税の評価替等による減少により、減少すると見込んでおります。ご承知のように、固定資産税については3年1回評価替えをするということでございますし、評価替えした場合には既存の建物の評価額は下がるわけでございますから、したがって、新設の家もございませうけど、包括すると評価替えによって固定資産税は減少するだろうと思っております。

次に、地方交付税についてでございますが、国の概算要求の段階において総額840,500,000千円の減少となっております。消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金が平年度化することで交付金が増え、逆に地方交付税額が減額されることも予想されますので、引き続き厳しい状況となると、このように見込んでおるところでございます。

また、地方債でございますが、平成27年度については、緊急防災・減災事業債を財源とした、拠点防災倉庫整備事業をはじめとする大型事業も控えておりますことから、この緊急防災・減災事業債は大幅な増になると、このように予想しております。

平成27年度の当初予算の総額については、国の制度が固まっていないことから、正確な数字で申し上げることは難しいところでございますけれども、次世代につながる整備、安心安全の基盤整備、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバーの導入対応、さらには、合併60周年関連事業や、私のマニフェストの最終年度としての取組か

ら、本年度当初予算を相当程度超える規模になろうかと、このように思っております。ただ、26年度の当初予算については6,700,000千円でございますけども、26年度予算はご承知のとおり、本来26年度に予定していたものを、25年度の補正予算で増額をしておりますので、トータルとしては8,200,000千円ぐらいの26年度で行う事業になっておりますから、そこまではいかないと、このように思っております。

具体的には森町拠点防災倉庫整備事業、あるいは城ヶ平・高塚山に中継局建設を含む、行政無線デジタル化事業等の継続事業、防災・安全交付金を活用した道路や橋梁の整備、公共下水道事業への繰り出し、公共下水道事業も浄化センターの増設の設計等もそろそろ対応しなくてはいけないというふうになろうかと思っておりますけども、そういうことから、7,000,000千円から7,900,000千円の間になろうかと予測をしております。

次に、平成27年度の主要事業についてのご質問でございますけども、正直、事業のヒアリングをしていない中での答弁でございますから、固まっていないというところが正直なんですけども、せっかくの質問でございますので、こういう事業が必要だろうということを想定しながら答えさせていただきますと、前段としてマニフェストの「5つの柱」に沿いまして申し上げたいと思います。

「確かな安全と、こころのやすらぎを感じるまちづくり」としては、自主防災会用の可搬ポンプ等の更新事業。緊急防災・減災事業債を活用した、拠点防災倉庫整備事業や、行政無線デジタル化事業。また、家庭内家具等固定推進事業や建物等耐震化促進事業を引き続き実施して参りたいと考えております。

「次世代へつながる成長の礎づくり」として、森地区まちづくり事業計画による町道改築、新東名高速道路の有効活用を進めるため、内陸フロンティア推進事業を引き続き実施して参りたいと思っております。

「子供いきいき、生きがい実感のまちづくり」といたしましては、

子ども医療費助成事業、児童手当支給事業、森っ子祝金の継続を始め、放課後児童クラブの対象者を小学校全学年に拡充することや、新たに天方小学校での放課後子ども教室の開設、幼稚園の預かり保育の実施に取り組みたいと、このように考えております。

「住みやすく和を感じるまちづくり」といたしましては、三島神社周辺法面の急傾斜地崩壊対策事業、防災・安全交付金を活用した橋梁の修繕、辺地対策事業債を活用した町道改築事業、総合体育館の開設準備に向けた備品等の調達、公共下水道事業、特に浄化センター汚水処理施設の1系統増設のための設計費の計上。新たに、防災・安全交付金を活用した通学路安全対策事業等を見込んでおります。

「信頼と絆をつなぐまちづくり」としましては、協働のまちづくり推進事業、レールフレンドシップ事業、公共施設総合管理計画策定事業の継続などに取り組み、町の将来像「ええら森町」の実現のための事業の実施に向けて、予算編成作業を進めているところでございます。

また、合併60周年記念事業関係につきましては、庁内に検討委員会、及び作業部会を設けて進めるとともに、現在、町民からの提案事業の取りまとめを行っているところでございますので、詳細にお示しできる段階ではないことをご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、生活基盤整備と将来構想を踏まえた事業を計画し、それぞれの事業を着実かつ効果的に推進していきたいと考えております。

今、事業の例示をしたところでございますけども、繰り返しになりますけども、これから予算編成作業に入っていく段階でございますので、これらの内容の変更、あるいは新たな事業の追加等々もあるかと思いますが、その点についてはご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長 (榊原淑友 君) 7番、太田康雄君。

7 番議員

(太田康雄 君) まだ町長も査定を行っておらず、各課からどのような事業があがってくるのか、また、財政担当からも、どの程度の規模になるかという報告がないという中で、具体的などいうことは無理を承知でお伺いしているわけで、ただ、新年度、どのようなお考えで町長が取り組まれるかということは、私ども議員も、また町民の皆さんも関心のあるところであると思いますので、このように今の段階で質問させていただいております。

現段階でのお考えということですので、もちろんこれにとらわれる必要はないかと思いますが、当初予算の規模としては、26年度を上回る規模になると、実質的には前年度からの繰越しを含めれば8,200,000千円ということですので、そこまでは行かないにしても、7,000,000千円台ということであります。

内容といたしましても、防災倉庫の新設、また、天方小学校に放課後子ども教室の設置というようなところが新たな事業になってこようかと思えます。後は、引き続き継続で行われる事業がたくさんあろうかと思えます。

少しお伺いさせていただきますが、森地区の道路整備、まちづくりについても、27年度に取り組んでいただけるというお考えを頂きました。26年度の当初予算で、社会資本総合整備計画作成業務委託として、3,433千円が計上されております。

これは森地区都市再生整備計画事業に続く、次期の事業についての検討をするということで、そういう説明でございました。現在の計画については、27年度までということですので、次期の計画について、26年度、27年度で、2年かけて計画を立てていくという説明でございました。

その中には、森地区まちづくりの会による提言がございました、都市計画道路新田赤松線の早期整備も含んでというご説明でありましたが、この社会資本総合整備計画作成業務について、進捗状況がいかであるのか、また、27年度以降の取組について、現在お示しいただけるお考えがありましたら、その点をお願いしたいと思います。

す。

それから、26年度の第2号の補正予算で、測量設計業務委託料1,650千円を可決いたしました。これは町道庵山線、森幼稚園線等の総合体育館建設に合わせた周辺道路整備についての、将来的な整備の計画を立てるという予算の内容でございましたが、こちらについてもその検討の内容について、また、27年度の取組を考えていらっしゃる内容がありましたら、お示しを頂きたいと思っております。

また、遠州の小京都につきましては、26年度の第2号補正予算で、基本構想策定業務委託料3,300千円を議決したところでありますが、これは基本構想の策定である。そして、年度内に策定をしていくということでしたが、まだ途中であろうかと思っております。この基本構想が策定された折には、27年度には遠州の小京都への取組としてどのようなお考えをお持ちであるか、お示しを頂けたらと思っております。

内陸のフロンティアを拓く取組につきましても、27年度に引き続き事業を行っていくというご説明がございました。こちらについては3地区について、県の推進区域の指定を受けたわけですが、そのうちの中川下工業専用地域については、26年度当初予算の工業用地等開発可能性基本調査業務委託が現在行われているということで、この県の推進区域の指定を受けると、調査費について補助を頂けるといいますので、他の2地区について27年度取り組まれていくのか、内陸のフロンティアを拓く取組について、27年度の、現在考えていらっしゃる取組についてをお示しいただけたらと思っております。

合併60周年記念事業については、12月15日で町民からの提案を締め切ったところから、これから検討委員会で検討されるということですので、また、各課からもこの60周年に見合った事業の提案を求めているということですので、そちらの方はまた楽しみにして参りたいと思っておりますし、また、具体的な内容についてあがって参りましたら、その時点で結構ですので、少しご説明を

頂けたらと思います。

議長 (榎原淑友 君) しばらく休憩をします。再開を午後1時から行います。

(午前12時03分 ~ 午後1時00分 休憩)

議長 (榎原淑友 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 5項目の質問を頂いておりますので、森地区まちづくりと庵山線については建設課長から。遠州の小京都については産業課長から。内陸フロンティアと合併60周年の事業については企画財政課長から答弁させますのでよろしくお願いします。

議長 (榎原淑友 君) 建設課長。

建設課長 (鈴木可浩 君) 建設課長です。私の方から、社会資本総合整備計画策定業務委託料、それと町道庵山線、森幼稚園線の委託料についての、2点のご質問にお答えさせていただきます。

平成26年度当初予算では、町単独予算でもって社会資本総合整備計画策定業務委託料として、3,433千円を計上させていただいております。

長年の懸案であります、役場前から天宮区画整理区域までの新田赤松線と、森町郵便局前交差点からオカダヤさん前交差点までの、駅前大門本町線の2路線の都市計画道路を、今後どのように整備できるかということについてを検討するための、都市計画道路新田赤松線ほか1路線、整備手法検討業務委託として発注しまして、明日19日に入札により委託業者が決定いたします。

委託内容は、影響する土地、建物の権利調査、道路整備幅員検討、用地買収及び移転補償の対象となる建物調査、そして、事業手法の検討業務であります。この中で実現可能な整備手法を整理し、今後の方針を考えていきたいと考えております。

そして、今年度の委託業務の中で、整備手法や事業化のための課題等が整理できますし、新田赤松線の早期事業化は今後のまちづくりの中心になると考えますので、今年度の調査検討で終わら

せることなく、事業化を前提として、いつでも事業がスタートできるよう検討を進めていくことが必要と考えております。

また、この事業には多額の事業費が必要となりますので、町単独事業ではなく、何らかの補助事業や交付金事業を前提に検討することになります。整備手法の候補としては、交付金事業として都市再生整備計画事業、道路事業、街路事業、防災・安全交付金が考えられます。そして、県単補助事業としては、都市計画街路事業費助成があります。また、小規模な区画整理的な手法も考えられるかと思えます。

これらの事業は、それぞれ補助率や交付率に違いがありまして、単純にどの整備手法が優れているかは現時点では言い難いわけがあります。したがって、今年度の成果を踏まえまして、県の助言を受けながら整備手法については幅広く検討して参りたいと考えております。

そして、どの事業を選択するかにかかわらず、現在国の交付金事業を行うには、社会資本総合整備計画を策定することが求められておりますので、整備計画にはそれに盛り込む事業と効果が、そして課題となっている行政課題をどのように解決していくかというようなストーリーを作らなければなりません。したがって、新田赤松線の整備に早期に着手できることを前提に、計画策定の準備を進めていくことが必要でありますし、町にとって大規模な事業となるため、策定までの準備に時間や費用がかかるかと思えます。

建設課としては、必要な調査費を来年度予算に要望しておりますが、内容につきましては、現在予算編成中でありますので、説明は差し控えさせていただきます。

次に、町道庵山線森幼稚園線についてであります。先の6月議会において、道路整備についての請願案件として採択されたところでございますが、これを受けて補正予算をお認めいただき、現在この両路線の予備設計を進めています。

予備設計の内容につきましては、保育園、幼稚園の送迎の形態を

把握し、人と車の動線も確認した上で、最適な道路設計案を図上で作成し、概算工事費を作成する業務を行っております。

また、新体育館が隣接しているため、二重投資とならないよう新体育館の計画とも整合を図り、先行して工事を進めております新体育館の工事の進捗に支障とならないよう配慮した設計案を作成しているところでございます。

さらには、森幼稚園北側の県有地を町が取得したため、この土地の有効利用を図るため、ここに接道している部分まで今回の予備設計業務に含めて、業務を行っております。

また、新体育館の前の町道周智高校線について、国の防災・安全交付金を活用して、来年度から整備を進める計画でありますので、庵山線、森幼稚園線の2路線についても今後どの事業で進めるかといった整備手法について、今後検討していきたいと考えております。以上です。

議 長
産業課長

(榊原 淑友 君) 産業課長。

(三浦 強 君) 産業課長です。遠州の小京都の基本構想策定後の今後の計画ということでございますが、現在、遠州の小京都まちづくり推進会議では、毎月1回作業部会を開催をいたしまして、遠州の小京都まちづくりの基本構想をとりまとめております。

6月補正で委託料をお認めを頂きまして、コンサルタントを交えての作業部会を進め、今年度内での構想の策定ができるように進めております。平成27年度におきましては、この構想を更に進め、具体的な施策を盛り込んだ基本計画を策定していきたいと考えております。

この基本計画策定に対する委託料を予定をするとともに、遠州の小京都をPRするパンフレットの作成を考えております。また、本年度実施をいたしましたアンケート調査によりまして、遠州の小京都のPRを求められております。来年度は町政60周年の年でありますので、従来のパンフレットに遠州の小京都の内容を盛り込んだものと考えております。以上です。

議長 (榑原淑友君) 企画財政課長。
企画財政 (長野了君) 企画財政課長です。内陸フロンティアと、
課長 60周年のご質問でございました。

内陸フロンティア関連事業につきましてははですね、森町内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会を立ち上げたところがございます。ご質問にありましたように、指定区域のうちですね、内陸部への移転企業の受皿確保区域でございます中川下の工業専用区域の周辺の開発につきましてははですね、本年度可能性調査を行っている最中でございます。その調査の結果を踏まえてですね、27年度につきましてはは作業を進めることになろうかと考えております。

その他の区域につきましては、内陸フロンティア推進協議会をはじめといたしましてですね、地域住民等々と協働して、その推進区域に対する熟度の向上を図りつつですね、開発の方向性の明確化等を27年度については進めていきたいと考えております。

60周年記念事業につきましては、ご質問の中にありましたように、今検討中でございます。その内容でございますけれども、いつお示しできるかということもございます。今当初予算の査定、編成作業と同時並行で進めさせていただいております。

どういったことをやるのか、また、その予算規模等々につきましてははですね、やはりその当初予算、27年度の当初予算の全体を見ながら作業を進めていくことも大事でございますので、当初予算の姿が見えてきた時点ではお示しできるのかとは考えております。以上です。

議長 (榑原淑友君) 7番、太田康雄君。
7番議員 (太田康雄君) 個別の質問をさせていただきましたが、それぞれ担当課長からご説明を頂きました。

まず、森地区の道路整備、まちづくりについてであります。今年度森地区都市再生整備計画事業に続く事業について、委託をして検討していくということでありまして、そこで都市計画道路新田赤松線、また、駅前大門本町線について、今後の整備手法、あるいは

恐らく概算の工事費等も出されてくるのではないかと思います、それに基づいて、来年度も両都市計画道路の整備に向けて進められるということです、期待をするところであります。

また、町道庵山線、森幼稚園線につきましても、6月に出されました請願、採択されました請願にもありますように、幼稚園、保育園の通園園児の導線を考えながら、線形の予備設計を行うということでもありますので、また、新しくできます総合体育館との兼ね合いも考えて、周智高校線、あるいは森幼稚園の駐車場として新たに取得した町有地の活用についても考えながら行っていただけるということでした。

そして、遠州の小京都も、基本構想が策定されたら、次は基本計画に進めていくということで、パンフレットの作成等でPRにつとめていくということでもあります。

これらは、別々の事業であります、考え方によってはこの森地区のまちづくり、道路整備を含めたまちづくりを、これからどのように進めていくかという、大きな課題であると思います。

特に、都市計画道路新田赤松線につきましては、都市計画決定から既に40数年ですか、経っておりまして、我々も、また町民のほとんどの方も、果たしてやるのかというような思いもある計画でありますけれども、森地区まちづくりの会での協議検討を経まして、提言という形で提出をさせていただきました。そのことを受け止めていただいて、今回具体的に踏み出すための段階に来ているというように理解をしております。

ただ、どのような国の補助制度を活用されるか、それは今後のことではありますが、いずれにしても、ただ単に都市計画道路新田赤松線を整備をすればそれでいいということではなくて、まちづくりの中の一つの事業として、この都市計画道路の整備があるわけで、当然その整備に伴って、この森地区が抱えていますいろいろな問題・課題の洗い出し、そしてそれらの解決にもつながる事業であるべきだというふうに思います。それは、遠州の小京都のまちづくりにも

つながってくるのではないかと思います。

この森の街中の整備をどのようにしていくのか、ここを遠州の小京都らしい町並みの保存、あるいは新たな町並みの形成といった視点も踏まえながら、この都市計画道路新田赤松線整備を中心とした、森地区の道路整備、まちづくりを進めていただきたいと考えるわけです。

何しろ40年ぶりぐらいで、この事業に取り組むことであり、恐らくかなりの事業費がかかり、また、年数もかかるものだと思います。であるが故に、それだけにとどまらずに、この森地区のまちづくりに手をつけるいいチャンスだというふうに考えますので、その点について町長の考えを改めて伺いたいと思います。

内陸のフロンティアを拓く取組につきましても、これも年度の限られている事業でありますので、27年度はその計画に沿って、必要な事業が行われることを期待いたしますし、また、1問目で申し上げましたが、中川下工業専用地域については調査をしているというところで、他の遠州森町PA周辺、あるいは森掛川インターチェンジ周辺について、県の補助を受けた調査を次年度行う計画があるのか、また、せっかく推進区域の指定を受けたのですから、その補助を活用して調査を行っていくべきだと思いますけれども、その予定についてお伺いしたいと思います。

60周年の記念事業については、当初予算の全体像をみて考えていくということですので、またはっきりした時点でお知らせいただけたらと思います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 旧森地区のまちづくりが40年来やってきていよいよスタートという見方ですけれども、私はこのまちづくりは既にずっとやってきている、その一環としての天宮区画整理であり、そして新田赤松線の掛川天竜線からこの役場に来る道路の整備である。そして、その延長線上にこの新田赤松線をどう開通させながらこのまちづくりを進めていくかということですから、街路事業がス

タートしたのが1期とすれば、天宮の区画整理を通じて、新田赤松線をあそこまでやってきたというのが2期目、これから3期目に入ってくるのではないのかな、このようにとらえた方が良いのかと、思っているところでございます。

今この3期目の事業をどう努めていくかというところについて、遠州の小京都との兼ね合いもかみ合わせながらとなりますと、まだ基本構想ができあがっておりませんので、今の段階で申し上げることは差し控えるべきと、このように思っているところでございますし、正直、今の総合計画等々の中での天宮の区画整理事業をどう完成させていくか、そして天宮区画整理を進める上で区画整理単独ではなかなか事業が進まないということで、まちづくり交付金事業を区画整理の上にのせて、そして事業を進めてきたことによってようやく事業が完成に近づいた。

そして、このまちづくり交付金事業も、27年度までであるということですから、次なる第3期目をどう構築していくかというのは、これからデータ等々を元に考えるべき問題でございますので、現段階で具体的にということは、差し控えるというよりできないと思っていますから、その点についてはご理解を頂きたいと思えます。

個々の問題の質問は、それぞれの課長からお答えします。以上です。

議 長
企画財政
課 長

(榊原淑友 君) 企画財政課長。

(長野 了 君) 企画財政課長です。内陸フロンティアの他の2地区についてのご質問でございます。

内陸フロンティアの推進につきましてはですね、やはり県とともに協力しながらやっていくことが非常に大事だと考えております。町単独で進める部分もあろうかと思いますが、やはり財政面等を考える、後は、当然農振の規制とか、農転の問題、ここらにつきましては県と協力しながらやっていくことが非常に大事かと思っております。

そういった意味でですね、調査の補助があるわけなんです、じ

やあ県としても森町ばかり調査費をつけられるかといった問題もございませう。26年度に補助を頂いたばかりでございませう。

そういうことも含めながらですね、その2地区については、どういったやり方が良いか、県と相談しながら積極的に進めて参りたいと考えております。以上です。

議 長
6 番議員

(榑原淑友君) 次に、6番、西田彰君。

(西田彰君) 6番、西田です。私は2問について質問いたします。1点は小規模企業振興基本法施行への対応について。2点目は住宅リフォーム助成制度の創設についてでございませう。

今年6月に小規模企業振興基本法が成立し、国とすべての地方自治体に、小規模企業への支援が責務として明確化された。この法律は、従業員20名以下、商業・サービス業は5人以下の小規模企業が地域経済の担い手として、また、雇用の担い手として大きな役割を果たしていることに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を国・地方公共団体などが連携して講じるよう求めた新法と思われませう。

そこで、このことについて4点伺います。

この法律についてどのような見解を持っているか伺います。

2点目は、事業者数や経営内容など、この森町において、小規模事業者の実態を把握しているのでしょうか。商工会任せであるのなら、町独自のアンケート調査や実態調査の実施を求めたいと思ひますが、考えを伺ひます。

三つ目に、条文中、地方自治体は、「自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあるが、これまでの施策というのはどのようなことがあったのか伺ひます。

四つ目には、きめ細かい支援のためには、商工会などの組織との連携も重要になると思ひますが、現在どのような連携をしているのかお伺ひします。

2問目に、住宅リフォーム助成制度の創設についてでございませう。住宅リフォーム助成制度創設については、平成22年12月議会での一

般質問で、町長の答弁はその考えはないという答弁でございました。

現在、GDP速報値が年換算で7.1パーセントの落ち込みとなり、企業の設備投資も大幅ダウンとなっています。また、消費支出は6～7箇月連続の落ち込みで、住宅建築も14.1パーセントと大幅に落ち込んでいます。

収入の伸びが期待できない上に、延期されたとはいえ、10パーセントへの消費増税への不安はさらに消費を落ち込ませると考えます。

このような背景から、地域経済活性化の一端を担うであろう「住宅リフォーム助成制度」創設を検討するべきと考えますが、どうでしょう。

全国では628自治体に広がっており、県内でも掛川市を含め11自治体で実施されています。掛川市では、地元の業者に発注すると、その費用の一部を自治体が助成し、地元商店で使用できる買い物券を発行するという制度をとっています。

町内のすべての住宅が対象となりますし、商店での消費で税収増の効果も期待できるのではないかと考えますが、いかがでしょう。

こうした取組について検討する考えはないか、改めてお伺いいたします。

議 長 (榑原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 西田議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

初めに、「小規模企業振興基本法への対応について」お答え申し上げます。

まず、「小規模企業振興基本法」でございますが、我が国においては、自己の知識や技能を活用して様々な事業を創出する小企業が多数を占め、こうした多様な主体と連携及び協働を推進し、事業の持続的な発展が今求められております。

そのため、小規模企業の振興を図り、総合的かつ計画的に施策を推進し、国民経済の発展と国民生活の向上を図るために、今年6月

にこの法律が設けられました。この法律により、国と地方公共団体が連携し、小規模企業の振興策を講ずるものでございますが、具体的には政府が策定した基本計画をもとに進められることとなります。

1点目の「法律についての見解」についてのご質問でございますが、全国だけでなくこの近隣地域においても、小規模事業者は地域の経済や雇用を支える重要な存在であります。特に、長引く景気低迷の中、人口減少や高齢化、後継者不足など、現在、小規模企業を取り巻く環境は多くの課題を抱えており、これらを解消し、有能な人材を育成し、地域経済の発展を図る一助になればと、このように思っているところでございます。国・地方公共団体・支援機関等が協調しあって地域の担い手である小規模企業を支援する体制づくりが必要であると考えております。

2点目の「町は小規模事業者の実態を把握しているか」についてでございますけども、総務省統計局が行っている「経済センサス基礎調査・活動調査」により、町でも事業者数について把握しております。前回の「平成24年経済センサス活動調査」の結果を申し上げますと、従業者数1人から19人までの町内の事業者、いわゆる小規模事業者は、788事業所でした。今年度は、7月1日を基準として「平成26年経済センサス基礎調査」を行っております。結果については、平成27年6月までに速報値、11月には確報結果が公表される予定でございます。

また、経営内容につきましては、売上げ等も調査内容に含まれておりますが、統計調査上の秘密事項のため、業種別の売上高は公表されますが、個々については町への情報提供はされませんし、公表もされておられません。

また、森町商工会においても事業者数を把握しておりますが、商工会では加入時点での実態調査を行い、毎年の増減で事業者数を出しております。事業者数以外の情報は部外秘であり、情報の共有は難しい状況にあります。

したがいまして、新しく制定されました小規模企業振興基本法の第11条をご覧になっていただきますとですね、「政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に、小規模企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない」となっておりますので、町独自にアンケート等をするのではなく、まずはこの規定に基づき政府が行うべきと私は考えているところでございます。

3点目の「これまでの施策」についてでございますが、現在中小企業者に対し融資制度利子補給を実施しております。これは、町内中小企業者の事業資金の融資を円滑にし、育成振興を図るために小口資金、短期経営改善資金の利子補給を行う制度でございます。この他商工会と連携し、平成25年度より「もりまちの商工業を元気にする事業」の展開を積極的に実施しているとともに、商工会のホームページ運営においても連携を密にし、中小企業者の情報発信を行っております。

また、中小企業者の共済事業を行う遠州ライフサポートセンターとも連携し、より良い共済事業の推進を図っております。

4点目の「現在どのような連携をしているか」についてでございますが、森町商工会とは、現在は毎月1回担当課レベルでの定例会を開催し、商工業等についての情報の共有を図っております。これからも森町商工会との協力を更に進め、今まで以上に内容のある定例会となるよう進めて参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、小規模企業振興基本法は、基本計画が10月に閣議決定されたばかりでございまして、具体的な施策についてはまだこれからでございます。国・県と協調するとともに、商工会等関係機関と連携しながら、森町としても連携をとっての施策を進めて参りたいと、このように考えております。

次に、「住宅リフォーム助成制度について」申し上げます。

「住宅リフォーム助成制度」につきましましては、全国で500以上の自治体で、また、県内でも独自のリフォーム制度を設ける市町がご

ございます。この制度の多くは工事費が100千円以上で事業費の10パーセントを上限100千円まで補助するというものでございます。西部地区では掛川市のみ実施されておりますが、掛川市の場合は、議員ご指摘のとおり「地元業者に発注すると費用の一部を市が助成し、地元商店で使える買物券を発行する」という制度です。この制度は平成25年度から実施し2年計画であり、平成27年度については、現在検討中と聞いております。

また、川根本町でも「住宅リフォーム事業費補助金」制度があり、こちらは事業費の20パーセント上限200千円、助成は地元商工会発行のお買物券で対応する制度であります。

現在、森町では耐震対策を目的としたリフォームに対し、「建築物等耐震化促進事業」を実施しているところでございまして、「わが家の専門家診断事業」、「木造住宅補強計画策定事業」及び「木造住宅耐震補強助成事業」を行う者に対し助成を行っているわけでございます。これらの耐震工事を行う場合、補強だけでなくリフォームを兼ねて行われる場合が多く、リフォームの促進にもつながっていると考えております。

また、「森町勤労者住宅建設資金利子補給制度」があり、町内の勤労者に対し新築や増築などの場合に利子補給するものであり、リフォームの対象にもなります。

私といたしましては、このリフォーム等々については、国の助成制度もなく、町の単独事業として実施するようになるわけでございますし、まずは家の改築、リフォームというよりも先に、これから地震が来るという中で、耐震補強をやっていただく、そのためにお金を使うべき、このように考えておりますので、単なるリフォームに対して助成するのではなく、耐震補強と連動したものについてどのような助成が望ましいか、今後検討して参りたいと思います。

また、経済との兼ね合いについて申し上げますと、確かにGNP、7～9月期は減少しておりますけども、10以降についてはですね、4月の消費税の値上げの影響が緩和されて上向くだろうと、このよ

うな見通しもあるところでございますので、まさにこれからそういう数値を見ながら、経済を見つつ、基本はやはり新しく制定されました小規模企業振興基本法で、それぞれ市町村も小規模企業のために施策を考えなさいということですから、その分野についてこれから研究・検討を進めていくべきだろうと、このように考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長

(榊原淑友君) 6番、西田彰君。

6番議員

(西田彰君) 前段の小規模企業振興基本法、これはまだ6月に制定され、また10月に基本構想が策定されていくと、これからの取組となることは明らかでありますけど、2問目につながる、関連ということでこの中小企業のやつを出させていただきました。

国もですね、認めるように、町長も認識がありますように、全国の中小企業の方が今の日本の経済を支えているということは、これはもう明らかでありますので、この森町においてもですね、中小企業の皆さんが、力一杯その地域の中で活動できるということをバックアップするべきだと考えておりますので、この基本法が、速やかにですね、この町で条例化なり、そういったものにされて支援がされるかと、非常にありがたく思うところです。

それで、住宅リフォームの関係でございますが、前回も質問しましたけれども、耐震補強、また、勤労者への融資という制度があって、なかなか個人の資産を高めるということはいかがかということ、町としてはやるつもりはないという答弁を頂いておるわけですが、今度の総選挙において、安倍首相はこの道しかないというのは、アベノミクスで大企業と富裕層をとにかく株をつり上げていく、その道しかないということを出して、選挙を戦ってきたわけですが、現実このアベノミクスがどれだけ下部層まで、それこそトリクルダウンで、皆さんの収入が上がったり、懐が暖まるかということ、誠に疑問でございます。

この道しなくて、これをまた継続していくとなると、ますますですね、地域の経済や社会生活が脅かされてくるというのはもう明

らかではないかなと思います。先ほど町長は、10月以降少しずつ上向いてきているというようなことも申しましたけども、実際今日あたりの報道ですと、ロシアのルーブルが大変な状態になっている。これはもう世界経済に非常な影響を及ぼすじゃないか、もちろん日本もその影響を受けるということは明らかでありますから、また円安の一方で、ガソリンが下がっているとはいえ、円安はどんどん、160円を超えるではないかというようなことも言われている中で、本当に中小企業の人たちが青息吐息という状況に、今でさえそういう状況にあるわけですから、ますますそういう方向に進むのではないかということが懸念されるところです。

その地域をどうやって底上げしていくかということになると、個人の資産を高めるっていうだけのことで片付けて良いのかなと思います。もちろん、住宅リフォームをやったことによって個人の資産は高まるでしょう。しかしその高まったことが、連携してですね、町の補助、一定のですね、予算をつければですね、それが何倍にも何十倍にも返ってくるっていうのは、掛川の事例を見てもですね、明らかなんです。

ここに掛川でやった経済波及効果のがありますが、25年度に行った住宅リフォーム支援事業で、180件の申請があった。そして、町の補助が15,290千円の助成をしたと。15,290千円です。それで、この助成事業に伴って発注された住宅リフォーム工事の総額がいくらかというと、255,430千円です。そして、さらに材料調達などの関連した事業の総額も含めると、経済波及効果は約500,000千円になると、このような結果が出ています。

このように、住宅リフォーム支援事業が住宅の長寿命化や耐震補強をしたいという住民の要求に応えるだけでなく、耐震補強を今町が強力に進めているとは思いますが、なかなか件数が伸びないというところには、やはり改修工事をすると2,000千円3,000千円というお金がかかるというところに、町民も躊躇するということがありますし、地震が確かにいつ来るか分からない、大規模地震というの

は、特に静岡県が危険度が少しずつ増してきているとはいえですね、そういう点でその金額を考えるとできないということで、やっぱりこの住民のね、要求に応えるっていうだけではなくて、リフォームをやることによって耐震をやろうっていう人も、逆の考え方でね、耐震工事をやるからリフォームじゃなくて、リフォームをやることによって耐震もじゃあやりましょうよということになるというふうに、私ちょっと逆の方の発想に考えるわけですが、市内の中小建設関連事業者にとっては、仕事おこしにもなっているということで、この事例を見ますとですね、15,000千円の予算をかけることによって、500,000千円ですから、かなりの経済効果だというふうに考えるわけです。

そういう点で、このような事例がですね、身近にあるということも、町長はじめ担当課職員も考えていただいて、やはりこれは私は時限立法で結構だと思います。何年も続けるということでは必要ないと思いますが、せめてこのアベノミクスが何年続くか、どういうふうな経済施策を打ってくるか、もうこの2年間でだいたい分かっておりますけども、町として地域の中小企業の人たちを守る、また、各家庭の安全も、安心も守るという点で、考えていくべきだと思いますが、この掛川の事例というものは、町長どのように考えているか、お聞きします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 掛川の事例はどのようにというときにですね、やはりじゃあ経済効果というのは、建築業界を支援するためにこういう制度をやるんですかとなりますと、じゃあほかの業種はどうするんですか、ってなりますよね。

じゃあ一般家庭に対して助成をするっていうのは、お金を配るということですよ。それはお金を配るならば、やっぱりまずは生活弱者に対しての助成をするべきだと、このように思うところでございます。

ですから、何を公益として考えるのかという点になると、私はま

ずは家を直すんならば、この地震対策を進めるために、そして併せてリフォームをやる人たちについても、その部分を認めていくということがあって、初めて単独の町民税を使うことについて理解をしてもらえないことではないのかなと思います。

だから、一定の効果がある、一定の効果があればやれるんですかということではなくてですね、やっぱり効果があったとしても、どういう視点でなんのために施策を打つというところが必要なことではないのかなと、私はこのように思っております。以上でございます。

議長 (榑原淑友君) 6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) いろいろなですね、予算にしても、いろいろな農業の関係でも、建設業の関係でも、補助というものがあるわけですけども、たとえばですね、茶業振興に関して25年度の決算で9,980千円の決算がされています。

じゃあ茶業振興の一つを考えれば、農家のお茶をやる人たちにはそれだけのお金が振興策として出されている。もちろん、国のたとえば防霜ファンにすれば、本人の負担もあるということですが、そこを考えるとね、ただ単に住宅が建築業者を助けるだけということではなくて、この茶業振興で見れば、たとえば本当にこの僕は持っているんですけども、茶業振興の農家の人たちにどれだけね、防霜ファンはされてるかもしれません。そして、土地改良でも恩恵を受けているかもしれません。また、卸業者、販売店も恩恵を受けているかもしれませんが、この茶業振興ってということと、それじゃあ建築会社の振興、建築の人たちに対する振興ってというのは違いはあるのかなというような気持ちもするわけですけども、その辺はどうでしょう。

それから、やはり先ほども申しましたように、時限立法ということで、今本当に中小の建築にあたる町内の業者が厳しい状況にあるという中と、それと、すべての住宅が対象になる、アパートも対象になるということであれば、ただ単に補助の対象が一部のところに

議 長
町 長

いくんではなくて、すべてに対象としては網がかかるというふうに私は考えるんですが、その辺の認識が少し違うように思うんですがいかがでしょう。

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 何か私と西田さんと大きな認識の違いがあるようでございまして、まず、建築業界、今不況だという。これはどういう理由で不況になっているか。それは、消費税の駆け込み需要があって、その駆け込み需要が終わったから今厳しくなっているわけですけども、これが、消費税が1年6箇月延びたことによって、その駆け込み需要がまた新たな需要がこれから生まれてくる場所ですと。ですから、現時点においては駆け込み需要が終わったから厳しいかもしれませんが、これがずっと続くことはないでしょうと。

だから、特需が終わったに過ぎなくてですね、特需が始まる前の状態、元に戻った、私はこう見ております。西田さんは特需が終わる前の時と比べても、なおかつ建築業界が非常に不況であるという認識なので、私はその認識の違いがございまして、そのところに視点をどう当てるかという部分では、やはりその影響度合いの見方によって分かれてくることではないのかなと思っております。

それで、やはり行政がその事業を行うときに、町の基幹産業として振興をする、どの業種も振興することは必要なんですけども、特に力を入れて振興するところについて事業を行っていく、そういう視点で従来から森のお茶、これは引き続き取り組んできたわけがございまして、今後も取り組んでいく。そういう見方で事業を行っているところでございます。

また、建築業界についてもですね、応援する手段として、わが家の家具の固定等々についてはですね、家具の固定をすれば、大工の方々にも日当に相当する賃金が入るような措置を講じて、今までは非常に安い、ボランティア的に家具の固定をお願いしてきたんですけども、今は家具の固定という事業を行えば、自分たちが大工とし

て働いていた程度の日当が入るような施策を、大工さんたちには講じているわけですから、仕事がなくなったときには、もう一度まだ家具の固定は1割にも達しておりませんから、取り組んでいただいでですね、家具固定等々を通じて仕事の確保に寄与していただければ、非常に有り難いことではないのかなと思っています。

議長 (榎原淑友君) これで一般質問を終わります。

日程第14、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榎原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年12月森町議会定例会を閉会します。

(午後1時50分 閉会)